毎週火・金曜日発行

北海道公報

発行　北海道
（総務部法制文書課）
電話　011－231－4111
（内線 22-271）
FAX　011－232－1385
印刷　富士プリント㈱

目　　次　　ページ

規　　則

○北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則（人材育成課）　78
○北海道職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則……（人材育成課）　78

告　　示

○大沼国定公園の特別地域内における行為の許可基準の特例の一部改正（自然環境課）　79
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……（生活振興課）　79
○平成14年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定（保健福祉部所管分　その８）……（保健福祉部総務課）　79
○北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式の一部改正…（保健福祉部総務課）　85
○一般競争入札の実施……（国民健康保険課）　93
○大規模小売店舗立地法第５条第１項（新設）の届出……（地域産業課）　94
○貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業者の業務の停止処分……（金融課）　95
○特定調達契約に係る落札者等の公示……（農政課）　95
○平成14年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定（水産林務部所管分　その７）……（水産林務部総務課）　96
○北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式の一部改正…（水産林務部総務課）　99
○知事権限に係る保安林の指定の予定（２件）……（治山課）　100
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……（治山課）　100
○知事権限に係る保安林の指定の解除……（治山課）　100
○一般競争入札の資格に関する公示……（建設部総務課）　101
○一般競争入札の実施……（建設部総務課）　101
○一般競争入札の資格に関する公示……（建設部総務課）　102
○一般競争入札の実施……（建設部総務課）　103
○公共測量の終了の通知……（建設部総務課）　104
○半島振興法による市町村道の代行工事の開始……（道路計画課）　104
○過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行工事の開始……（道路計画課）　104
○道路の区域の変更……（道路整備課）　104
○道路の供用の開始……（道路整備課）　105
○道路の区域の変更及び供用の開始……（道路整備課）　105
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等（２件）……（河川課）　106
○河川区域の指定の一部改正……（河川課）　106
○河川予定地の指定の一部改正……（河川課）　107
○港湾法による外郭施設の建設に関する変更の届出……（空港港湾課）　107
○港湾法による外郭施設の改良に関する変更の届出……（空港港湾課）　107
○公有水面の埋立ての免許の出願……（砂防災害課）　107
○都市計画の変更の決定……（都市計画課）　109
○市町村の決定に係る都市計画に関する図書の写しの縦覧……（都市計画課）　110
○市町村の決定に係る都市計画の変更に関する図書の写しの縦覧……（都市計画課）　110
○土地区画整理事業に係る換地処分の実施の届出……（都市環境課）　110
○都市計画事業の事業計画の変更の認可……（公園下水道課）　110

公　　表

○平成15年度北海道予算の要領……（財政課）　110

公　　告

○公募型プロポーザルの実施……（農政課）　126

支庁告示

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了（２件）……　127

道立江差病院告示

○一般競争入札の資格に関する公示……　127
○一般競争入札の実施……　128

道立寿都病院告示

○一般競争入札の資格に関する公示……　129
○一般競争入札の実施……　130

道立紋別病院告示

○一般競争入札の資格に関する公示……　131
○一般競争入札の実施……　132

道立北見病院告示

○一般競争入札の資格に関する公示……　133
○一般競争入札の実施……　134

道立羽幌病院告示

○一般競争入札の資格に関する公示……　135
○一般競争入札の実施……　136

道立釧路病院告示

○一般競争入札の資格に関する公示……　137
○一般競争入札の実施……　138

平成15年1月から条例・規則が横書きになりました。北海道公報も形式が変わりました。

道立苫小牧病院告示
○一般競争入札の資格に関する公示…… 139
○一般競争入札の実施…… 140
道立緑ヶ丘病院告示
○一般競争入札の資格に関する公示…… 141
○一般競争入札の実施…… 142
道立向陽ヶ丘病院告示
○一般競争入札の資格に関する公示…… 143
○一般競争入札の実施…… 144
道立衛生学院告示
○一般競争入札の実施…… 144
道立中央農業試験場告示
○一般競争入札の資格に関する公示…… 145
○一般競争入札の実施…… 146
○一般競争入札の資格に関する公示…… 147
○一般競争入札の実施…… 148
道教育委員会教育長公告
○公募型プロポーザルの実施…… 149
道立教育研究所告示
○特定調達契約に係る落札者等の公示…… 150
道警察本部告示
○一般競争入札の実施（３件）…… 150

公布された規則のあらまし

◇北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則（規則第６号）

１　趣旨及び内容

障害者の雇用の促進等に関する法律等の改正に伴い規定の整備を行うとともに、道と職場適応訓練の受託事業主との間で締結する委託契約書の様式を改めることとするため、この規則を制定することとした。

２　施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、委託契約書の様式の改正については、平成15年４月１日から施行することとした。

◇北海道職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則（規則第７号）

１　趣旨及び内容

障害者の雇用の促進等に関する法律等の改正に伴い、規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

２　施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

規　　則

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年３月７日

北海道知事　堀　　達　也

北海道規則第６号

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則（昭和38年北海道規則第142号）の一部を次のように改正する。

第２条第６号中「第１条第１項第８号イ(1)」を「第１条第１項第７号イ(1)」に改め、同条第８号中「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第１条に規定する障害者」を「障害者の雇用の促進等に関する法律第２条第６号に規定する精神障害者」に改め、同条第９号中「第１条第１項第８号イ(4)」を「第１条第１項第７号イ(4)」に改め、同条第14号中「第１条第１項第６号の２」を「第１条第１項第６号」に改める。

別記第３号様式第４条第５項及び別記第３号様式の２第４条第４項中「７日」を「15日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第３号様式及び別記第３号様式の２の改正規定は、平成15年４月１日から施行する。

北海道職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年３月７日

北海道知事　堀　　達　也

北海道規則第７号

北海道職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

北海道職業訓練手当支給規則（昭和41年北海道規則第107号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第６号中「第１条第１項第８号イ(1)」を「第１条第１項第７号イ(1)」に改め、同項第８号中「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第１条

に規定する障害者」を「障害者の雇用の促進等に関する法律第２条第６号に規定する精神障害者」に改め、同項第９号中「第１条第１項第８号イ⑷」を「第１条第１項第７号イ⑷」に改め、同項第14号中「第１条第１項第６号の２」を「第１条第１項第６号」に改め、同項第15号中「及び」の次に「石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成12年法律第16号）第２条の規定による廃止前の」を加え、同条第２項中「第１条第１項第８号イ⑵」を「第１条第１項第７号イ⑵」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　　示

北海道告示第324号

平成14年北海道告示第926号（大沼国定公園の特別地域内における行為の許可基準の特例）の一部を次のように改正する。

平成15年３月７日

北海道知事　堀　　達　也

２の項の⑴のイの事項中「読み替える。」の次に「また、第２号については適用しない。」を加える。

北海道告示第325号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第25条第３項の規定により、次のとおり定款の変更（札幌アシストセンターマザー及びサポート二十四にあっては特定非営利活動に係る事業に関する変更、きしゃぽっぽ保育園にあっては解散に関する変更）の認証の申請があったので、同条第５項において準用する同法第10条第２項の規定により公告する。

平成15年３月７日

北海道知事　堀　　達　也

1⑴	申請のあった年月日	平成15年１月31日
⑵	特定非営利活動法人の名称	札幌アシストセンターマザー
⑶	代表者の氏名	小谷　晴子
⑷	主たる事務所の所在地	札幌市中央区南14条西19丁目１番53－203号
⑸	定款に記載された目的	この法人は、在宅で生活している高齢の人達・障害を持つ人たち・子どもたちに対して、クオリティ・オブ・ライフ（ＱＯＬ）の向上を目的に個人の求めに応じた福祉サービスを提供し、ノーマライゼーションの推進と、彼らが、住み慣れた地域で安心とゆとりを持って暮らしていくことができるようなシステムづくりに寄与することを目的とする。
2⑴	申請のあった年月日	平成15年２月３日
⑵	特定非営利活動法人の名称	きしゃぽっぽ保育園
⑶	代表者の氏名	岸山　仁司
⑷	主たる事務所の所在地	札幌市東区北22条東15丁目１番12号
⑸	定款に記載された目的	この法人は、保育を必要とする父母が安心して預けることができ、そこで過ごす子ども達が心身共に健やかに育成されると同時に、地域社会の中で子育てに不安や悩みをもつ人達を支援し、必要な福祉サービスを総合的に提供することを目的とする。
3⑴	申請のあった年月日	平成15年２月18日
⑵	特定非営利活動法人の名称	サポート二十四
⑶	代表者の氏名	髙井　隆雄
⑷	主たる事務所の所在地	札幌市西区宮の沢３条３丁目21番33－407号
⑸	定款に記載された目的	この法人は、身体的、経済的理由により移動困難な通院患者の方、特に要介護透析患者の方々に対する送迎支援や介助支援並びに、在宅介護支援及びグループホームの運営等の福祉サービスの提供により、要介護者や要介護者を抱える家族の負担を軽減し、老いてもハンディを持っても住み慣れた地域や家庭で暮らし続けるための助け合いの仕組みを作ることにより、社会福祉の展開に寄与することを目的とする。

北海道告示第326号

北海道が平成14年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成15年３月７日

北海道知事　堀　　達　也

（保健福祉部所管分　その８）

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘要
1　特別保育事業推進費補助事業 保育所等における特別保育事業を円滑に実施することにより、児童の福祉の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）					提出部数　1部 提出期限　別に指示する日 提出先　支庁	
⑴　延長保育促進事業		延長保育促進事業に必要な経費	4分の3以内	共通第18号様式 共通第20号様式 保福第146号様式 保福第187号様式	共通第31号様式 保福第146号様式 保福第188号様式		
⑵　乳児保育促進等事業		乳児保育促進事業及び乳児保育環境改善事業に必要な経費	3分の2以内	共通第18号様式 共通第20号様式 保福第140号様式（乳児保育促進事業の場合に限る。） 保福第144号様式（乳児保育環境改善事業の場合に限る。） 保福第187号様式	共通第31号様式 保福第140号様式（乳児保育促進事業の場合に限る。） 保福第144号様式（乳児保育環境改善事業の場合に限る。） 保福第188号様式		
⑶　地域保育センター活動事業			3分の2以内				
ア　地域子育て支援センター事業		地域子育て支援センター事業に必要な経費		共通第18号様式 共通第20号様式 保福第145号様式 保福第187号様式	共通第31号様式 保福第145号様式 保福第188号様式		

イ　保育所地域活動事業		保育所地域活動事業に必要な経費		共通第18号様式 共通第20号様式 保福第142号様式 保福第187号様式	共通第31号様式 保福第142号様式 保福第188号様式		
ウ　一時保育促進事業		一時保育促進事業に必要な経費		共通第18号様式 共通第20号様式 保福第143号様式 保福第187号様式	共通第31号様式 保福第143号様式 保福第188号様式		
(4)　障害児保育事業		障害児保育事業及び障害児保育促進事業に必要な経費	3分の2以内	共通第18号様式 共通第20号様式 保福第141号様式（障害児保育事業の場合に限る。） 保福第166号様式（障害児保育促進事業の場合に限る。） 保福第187号様式	共通第31号様式 保福第141号様式（障害児保育事業の場合に限る。） 保福第166号様式（障害児保育促進事業の場合に限る。） 保福第188号様式		
(5)　休日保育事業		休日保育事業に必要な経費	3分の2以内	共通第18号様式 共通第20号様式 保福第171号様式 保福第187号様式	共通第31号様式 保福第171号様式 保福第188号様式		
2　身体障害者福祉施設整備事業 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者更生援護施設の整備を図るため、予算の	社会福祉法人（札幌市及び旭川市の区域内に施設を新設し、又は札幌市及び旭川市の区域内に所在する施設	身体障害者更生援護施設の整備に必要な経費であって、次に掲げるもの (1)　施設整備費 (2)　設備整備費	4分の3以内（地域交流スペースの整備を行う場合にあっては、別に定める額を加算する。）	共通第18号様式 共通第20号様式 保福第3号様式 保福第5号様式の1	共通第31号様式 保福第4号様式 保福第6号様式の1	提出部数　1部 提出期限　別に指示する日 提出先　支庁	

範囲内で補助する。	を整備するものを除く。）						
3　知的障害者福祉施設整備事業 　知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づく知的障害者援護施設、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく知的障害児施設、知的障害児通園施設及び重症心身障害児施設並びに「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成８年５月10日児発第496号厚生省児童家庭局長通知）に基づく重症心身障害児（者）通園事業施設の整備を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）社会福祉法人（札幌市及び旭川市の区域内に施設を新設し、又は札幌市及び旭川市の区域内に所在する施設を整備するものを除く。）	知的障害者援護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、重症心身障害児施設又は重症心身障害児（者）通園事業施設の整備に必要な経費であって、次に掲げるもの ⑴　施設整備費 ⑵　設備整備費	４分の３以内（地域交流スペースの整備を行う場合にあっては、別に定める額を加算する。）	共通第18号様式 共通第20号様式 保福第３号様式 保福第５号様式の１	共通第31号様式 保福第４号様式 保福第６号様式の１	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　支庁	
4　老人福祉施設整備事業 　老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく老人福祉施設及び痴呆性高齢者グループホームの整備を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）社会福祉法人（札幌市及び旭川市の区域内に施設を新設し、又は札幌市及び旭川市の区域内に所在する施設を整備するものを除く。）	１　老人福祉施設（養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（Ａ型）を除く。）又は痴呆性高齢者グループホームの整備（修繕の場合及び平成13年度からの継続事業の場合を除く。）に必要な経費であって、次に掲げるもの ⑴　施設整備費 ⑵　設備整備費 ２　老人福祉施設又は痴呆性高齢者グループホームの整備で、１に掲げる整備以外のものに必要な経費であって、次に掲げるもの ⑴　施設整備費 ⑵　設備整備費	定額 ４分の３以内（地域交流スペースの整備を行う場合にあっては、別に定める額を加算する。）	共通第18号様式 共通第20号様式 保福第３号様式 保福第５号様式の２（２に掲げる整備の場合にあっては、保福第５号様式の１）	共通第31号様式 保福第４号様式 保福第６号様式の２（２に掲げる整備の場合にあっては、保福第６号様式の１）	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　支庁	
5　痴呆性高齢者グループホーム整備支援事業 　「ＮＰＯ法人等に対する痴呆性高齢者グループホー	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）	痴呆性高齢者グループホームの施設整備に必要な経費	定額	共通第18号様式 共通第20号様式 保福第３号様式 保福第５号様式	共通第31号様式 保福第４号様式 保福第６号様式の２	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　支庁	

ムの施設整備にかかる助成について」（平成13年８月29日老発第318号厚生労働省老健局長通知）の要件を満たす痴呆性高齢者グループホーム整備の支援事業に対して、予算の範囲内で補助する。				の２			
6　児童厚生施設整備事業 　児童福祉法に基づく児童厚生施設の整備を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市を除く。） 社会福祉法人（札幌市の区域内に施設を新設し、又は札幌市の区域内に所在する施設を整備するものを除く。）	児童館又は児童センターの整備に必要な経費であって、次に掲げるもの ⑴　施設整備費（本体工事に限る。） ⑵　設備整備費	３分の２以内	共通第18号様式 共通第20号様式 保福第３号様式 保福第５号様式の１	共通第31号様式 保福第４号様式 保福第６号様式の１	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　支庁	
7　保育所整備事業 　児童福祉法に基づく保育所の整備を図るため、予算の範囲内で補助する。	社会福祉法人（札幌市及び旭川市の区域内に施設を新設し、又は札幌市及び旭川市の区域内に所在する施設を整備するものを除く。）	保育所の整備に必要な経費であって、次に掲げるもの ⑴　施設整備費 ⑵　設備整備費	４分の３以内 過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業にあっては、12分の11以内	共通第18号様式 共通第20号様式 保福第３号様式 保福第５号様式の１	共通第31号様式 保福第４号様式 保福第６号様式の１	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　支庁	
8　児童養護施設整備事業 　児童福祉法に基づく児童養護施設の整備を図るため、予算の範囲内で補助する。	社会福祉法人（札幌市の区域内に施設を新設し、又は札幌市の区域内に所在する施設を整備するものを除く。）	児童養護施設の整備に必要な経費であって、次に掲げるもの ⑴　施設整備費 ⑵　設備整備費	４分の３以内	共通第18号様式 共通第20号様式 保福第３号様式 保福第５号様式の１	共通第31号様式 保福第４号様式 保福第６号様式の１	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　支庁	
9　へき地保育所整備事業 　「へき地保育所の設置について」（昭和36年４月３日発児第76号厚生事務次官	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）	へき地保育所の整備に必要な経費であって、次に掲げるもの ⑴　施設整備費 ⑵　設備整備費	４分の３以内	共通第18号様式 共通第20号様式 保福第３号様式 保福第５号様式	共通第31号様式 保福第４号様式 保福第６号様式の１	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　支庁	

通知）に基づくへき地保育所の整備を図るため、予算の範囲内で補助する。				の1			
10　子育て支援のための拠点施設整備事業 「子育て支援のための拠点施設の設置について」（平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知）に基づく子育て支援のための拠点施設の整備を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）	子育て支援のための拠点施設の整備に必要な経費であって、次に掲げるもの (1)　施設整備費 (2)　設備整備費	4分の3以内 学校等余裕教室の改築等に要する施設及び設備整備の事業にあっては、定額	共通第18号様式 共通第20号様式 保福第3号様式 保福第5号様式の1	共通第31号様式 保福第4号様式 保福第6号様式の1	提出部数　1部 提出期限　別に指示する日 提出先　支庁	
11　保護施設整備事業 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく救護施設の整備を図るため、予算の範囲内で補助する。	社会福祉法人（札幌市及び旭川市の区域内に施設を新設し、又は札幌市及び旭川市の区域内に所在する施設を整備するものを除く。）	救護施設の整備に必要な経費であって、次に掲げるもの (1)　施設整備費 (2)　設備整備費	4分の3以内 （地域交流スペースの整備を行う場合にあっては、別に定める額を加算する。）	共通第18号様式 共通第20号様式 保福第3号様式 保福第5号様式の1	共通第31号様式 保福第4号様式 保福第6号様式の1	提出部数　1部 提出期限　別に指示する日 提出先　支庁	
12　社会事業授産施設整備事業 社会福祉法（平成12年法律第111号）に基づく社会事業授産施設の整備を図るため、予算の範囲内で補助する。	社会福祉法人（札幌市及び旭川市の区域内に施設を新設し、又は札幌市及び旭川市の区域内に所在する施設を整備するものを除く。）	社会事業授産施設の整備に必要な経費であって、次に掲げるもの (1)　施設整備費 (2)　設備整備費	4分の3以内	共通第18号様式 共通第20号様式 保福第3号様式 保福第5号様式の1	共通第31号様式 保福第4号様式 保福第6号様式の1	提出部数　1部 提出期限　別に指示する日 提出先　支庁	
13　民間社会福祉施設業務省力化設備整備事業 民間社会福祉施設における業務省力化設備の整備を図るため、予算の範囲内で補助する。	社会福祉法人、社会福祉事業を行う民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人（以下「民法法人」とい	業務省力化を図るための機器の購入費及びその設置に係る工事費又は工事請負費	4分の3以内	共通第16号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 保福第1号様式 見積書（写） 見積内訳書(写)	共通第31号様式 保福第1号様式 保福第2号様式 契約書又は請書（写） 検収調書（写）	提出部数　1部 提出期限　別に指示する日 提出先　支庁	

	う。）及び日本赤十字社（札幌市及び旭川市の区域内に所在する施設を整備する社会福祉法人、社会福祉事業を行う民法法人及び日本赤十字社を除く。）						
14　へき地診療所運営事業 無医地区等における医療体制を確保するため、予算の範囲内で補助する。	市町村 日本赤十字社 社会福祉法人恩賜財団済生会 北海道厚生農業協同組合連合会 社会福祉法人北海道社会事業協会	へき地診療所の運営費に要する経費（事務費、研究費、医療費及び伝送装置経費に限る。）	３分の２以内	共通第18号様式 共通第20号様式 保福第８号様式から保福第12号様式まで 別に指示する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第11号様式から保福第14号様式まで 保福第21号様式	提出部数　正副２部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　保健福祉部地域医療課	書類は、保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。

北海道告示第327号

平成10年北海道告示第500号（北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式）の一部を次のように改正する。

平成15年３月７日

北海道知事　堀　　達　也

保福第５号様式中「保福第５号様式」を「保福第５号様式の１」に改め、同様式末尾欄外注１の事項中「社会福祉施設整備事業」の次に「（老人福祉施設等（養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（Ａ型）を除く。）の整備（修繕の場合及び平成13年度からの継続事業の場合を除く。）及び痴呆性高齢者グループホーム整備支援事業を除く。）」を加え、同様式の次に次の１様式を加える。

保福第５号様式の２（第３条第２項、第５条第１項）

補　助　金　等　交　付　申　請　額　算　出　調　書

施設の種別＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　施設の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

区分（施設の種別）	設置者の総事業費 A	対象経費の実支出(予定)額 B(≦A)	寄附金その他の収入額 C	差引額 D(A－C)	算定基準による算定額 定員等 E	単価 F	基本額 G(E×F)	豪雪地域加算 H(G×８%)	算定額合計 I	市町村補助額 J	補助基本額 K	補助金等交付申請額 L
１　施設整備費	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円
（　　）												
本　　体												

地域交流スペース					－	－	－	－				
消融雪設備工事費								－				
介護用リフト等特殊付帯工事費								－				
小　計												
（　）												
本　体												
地域交流スペース					－	－	－	－				
消融雪設備工事費								－				
介護用リフト等特殊付帯工事費								－				
小　計												
解体撤去工事費								－				
仮設施設整備工事費								－				
施設整備費合計												

補助金等交付申請額算出調書

施設の種別＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　施設の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

区分（施設の種別）	設置者の総事業費 A	対象経費の実支出(予定)額 B(≦A)	寄附金その他の収入額 C	差引額 D(A－C)	算定基準による算定額 定員等 E	単価 F	基本額 G(E×F)	豪雪地域加算 H(G×8%)	算定額合計 I	市町村補助額 J	補助基本額 K	補助金等交付申請額 L
2 設備整備費	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円

(1) 初度設備整備								—					
( )								—					
ア 一般設備								—					
イ 非常通報装置設備								—					
ウ 地域交流スペース					—	—	—	—					
								—					
小計								—					
( )								—					
ア 一般設備								—					
イ 非常通報装置設備								—					
ウ 地域交流スペース					—	—	—	—					
								—					
小計								—					
(2) 改築に係る設備整備								—					
(3) 非常通報装置設備(既存施設)								—					
(4) その他								—					
設備整備費合計								—					
3 合計													

注1　この様式は、社会福祉施設整備事業（老人福祉施設等（養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（A型）を除く。）の整備（修繕の場合及び平成13年度からの継続事業の場合を除く。）及び痴呆性高齢者グループホーム整備支援事業）に要する経費に係る補助金の交付を申請する場合に使用すること。

2　老人福祉施設等（養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（A型）を除く。）の整備（修繕の場合及び平成13年度からの継続事業の場合を除く。）に要する経費に係る補助金の交付を申請する場合は、次によること。

(1)　工事請負契約等を締結する単位で作成すること。

(2)　J欄の記入は要しない。

(3)　ショートステイ専用居室加算などについては、施設本体と区分して算出すること。

(4)　A欄からD欄の施設種別毎の内訳金額については、I欄の内訳の金額を補助基本額とする場合には記入を要しない。ただし、地域交流スペースを整備する場合にあっては、地域交流スペースに係るA欄からD欄の金額を記入すること。

(5)　I欄には、G欄とH欄の合計額を記入すること。ただし、消融雪設備工事費、介護用リフト等特殊付帯工事費、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費に係るI欄には、G欄

の金額に４分の３を乗じた金額を記入すること。
⑹　Ｋ欄には、施設整備費及び設備整備費ごとのＢ欄の合計とＤ欄の合計とＩ欄の合計のうち最も少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。ただし、地域交流スペースを整備する場合については、地域交流スペースに係るＢ欄とＤ欄とＩ欄のうち最も少ない金額を記入すること。
３　痴呆性高齢者グループホーム整備支援事業に要する経費に係る補助金の交付を申請する場合は、次によること。
⑴　「３合計」欄のみを記載すること。
なお、この場合においては、「３合計」を「痴呆性高齢者グループホーム整備支援事業」と読み替えるものとする。
⑵　Ｂ欄には、対象経費の実支出（予定）額に２分の１を乗じた金額を記入すること。ただし、１円未満の端数がある場合は、１円未満を切り捨てるものとする。
⑶　Ｋ欄には、Ｂ欄の金額とＤ欄の金額とＩ欄の金額とＪ欄の金額とを比較して最も少ない金額を記入すること。

保福第６号様式中「保福第６号様式」を「保福第６号様式の１」に改め、同様式末尾欄外注１の事項中「社会福祉施設整備事業」の次に「（老人福祉施設等（養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（Ａ型）を除く。）の整備（修繕の場合及び平成13年度からの継続事業の場合を除く。）及び痴呆性高齢者グループホーム整備支援事業を除く。）」を加え、同様式の次に次の１様式を加える。

保福第６号様式の２（第14条）

精　算　額　算　出　内　訳

施設の種別＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　施設の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

区分（施設の種別）	設置者の総事業費 A	対象経費の実支出額 B(≦A)	寄附金その他の収入額 C	差引額 D(A−C)	算定基準による算定額 定員等 E	単価 F	基本額 G(E×F)	豪雪地域加算 H(G×8%)	算定額合計 I	市町村補助額 J	補助基本額 K	補助金精算額 L	補助金交付決定額 M	補助金受入済額 N	不用額 (M−L) O
1 施設整備費	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
（　　）															
本体															
地域交流スペース					−	−	−	−							
消融雪設備工事費								−							
介護用リフト等特殊付帯工事費								−							
小計															
（　　）															
本体															
地域交流スペース					−	−	−	−							
消融雪設備工事費								−							

介護用リフト等特殊付帯工事費								－								
小計																
解体撤去工事費								－								
仮設施設整備工事費								－								
施設整備費合計																

精　算　額　算　出　内　訳

施設の種別＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　施設の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

区分（施設の種別）	設置者の総事業費 A	対象経費の実支出額 B(≦A)	寄附金その他の収入額 C	差引額 D(A－C)	算定基準による算定額					市町村補助額 J	補助基本額 K	補助金精算額 L	補助金交付決定額 M	補助金受入済額 N	不用額 (M－L) O
					定員等 E	単価 F	基本額 G(E×F)	豪雪地域加算 H(G×8%)	算定額合計 I						
2 設備整備費	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
(1) 初度設備整備								－							
（　　）								－							
ア 一般設備								－							
イ 非常通報装置設備								－							
ウ 地域交流スペース					－	－	－	－							
								－							
小計								－							
（　　）								－							
ア 一般設備								－							

イ 非常通報装置設備									—							
ウ 地域交流スペース					—	—	—	—								
								—								
小計								—								
(2) 改築に係る設備整備								—								
(3) 非常通報装置設備（既存施設）								—								
(4) その他								—								
設備整備費合計								—								
3 合計																

注1　この様式は、社会福祉施設整備事業（老人福祉施設等（養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（A型）を除く。）の整備（修繕の場合及び平成13年度からの継続事業の場合を除く。）及び痴呆性高齢者グループホーム整備支援事業）に要した経費に係る補助金に関し、実績報告をする場合に使用すること。

2　老人福祉施設等（養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（A型）を除く。）の整備（修繕の場合及び平成13年度からの継続事業の場合を除く。）に要した経費に係る補助金に関し、実績報告をする場合は、次によること。

(1)　工事請負契約を締結する単位で作成すること。

(2)　J欄の記入は要しない。

(3)　ショートステイ専用居室加算などについては、施設本体と区分して算出すること。

(4)　A欄からD欄の施設種別毎の内訳金額については、I欄の内訳の金額を補助基本額とする場合には記入を要しない。ただし、地域交流スペースを整備する場合については、地域交流スペースに係るA欄からD欄の金額を記入すること。

(5)　I欄には、G欄とH欄の合計額を記入すること。

(6)　K欄には、B欄の合計とD欄の合計とI欄の合計のうち最も少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。ただし、消融雪設備工事費、介護用リフト等特殊付帯工事費、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費に係るI欄には、G欄の金額に4分の3を乗じた金額を記入すること。ただし、地域交流スペースを整備する場合については、地域交流スペースに係るB欄とD欄とI欄のうち最も少ない金額を記入すること。

3　痴呆性高齢者グループホーム整備支援事業に要した経費に係る補助金に関し、実績報告をする場合は、次によること。

(1)　「3合計」欄のみを記載すること。
なお、この場合においては、「3合計」を「痴呆性高齢者グループホーム整備支援事業」と読み替えるものとする。

(2)　D欄には対象経費の実支出額に2分の1を乗じた金額を記入すること。ただし、1円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てるものとする。

(3)　K欄には、B欄の金額とD欄の金額とI欄の金額とJ欄の金額とを比較して最も少ない金額を記入すること。

保福第143号様式を次のように改める。

保福第143号様式（第3条第2項、第5条第1項、第14条）

一　時　保　育　促　進　事　業　実　施　計　画　（実　績）　書

市町村名：

保育所名	設置主体	経営主体	実施場所	利用時間	延べ利用児童数 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	利用形態 人	基準額
				4時間以内	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		円
				4時間超															
				合計														うち勤務形態等	
																		うち緊急・一時的	
																		うち私的理由等	
				4時間以内															
				4時間超															
				合計														うち勤務形態等	
																		うち緊急・一時的	
																		うち私的理由等	
				4時間以内															
				4時間超															
				合計														うち勤務形態等	
																		うち緊急・一時的	
																		うち私的理由等	
				4時間以内															
				4時間超															
				合計														うち勤務形態等	
																		うち緊急・一時的	
																		うち私的理由等	
				4時間以内															
				4時間超															
				合計														うち勤務形態等	
																		うち緊急・一時的	
																		うち私的理由等	
				4時間以内															
				4時間超															
				合計														うち勤務形態等	
																		うち緊急・一時的	
																		うち私的理由等	
				4時間以内															
				4時間超															
				合計														うち勤務形態等	
																		うち緊急・一時的	
																		うち私的理由等	
か所	か所 公 私	か所 公 私																うち勤務形態等	
																		うち緊急・一時的	
																		うち私的理由等	

注1　この様式は、一時保育促進事業に要する経費に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。
2　「設置主体」欄及び「経営主体」欄には、設置（経営）主体が、市町村の場合は「公」と、社会福祉法人等の場合は「私」と記入すること。
3　「実施場所」欄は、保育所以外の公共的施設等を利用している場合のみ、その種別を具体的に記入すること。（例　商店街の空き店舗）
4　「延べ利用児童数」欄は、延べ利用児童数を記入すること。また、「利用形態」欄については、「計」欄に記入した数の内訳を記入すること。

保福第186号様式の次に次の２様式を加える。

保福第187号様式（第３条第２項、第５条第１項）

補　助　金　交　付　申　請　額　算　出　調　書

事業名：

保育所（施設）名	設置主体	経営主体	実施場所	補助事業に要する経費 A	補助対象経費 B	補助基準に関して生ずる寄付金その他の収入額 C	差引額 (B－C)D	補助基準により算出した額 E	選定額（DとEを比較し少ない方の額） F	市町村補助（支出）額 G	補助基本額（FとGを比較し少ない方の額） H	補助率 I	補助金等交付申請額 (H×I)J	備考
				円	円	円	円	円	円	円	円		円	
合計	か所 公 私	か所 公 私												

注１　この様式は、特別保育事業推進費補助事業の実施に必要な経費に係る補助金の交付を申請する場合に使用すること。
　２　「設置主体」欄及び「経営主体」欄には、設置（経営）主体が、市町村の場合は「公」と、社会福祉法人等の場合は「私」と記載すること。
　３　「実施場所」欄は、保育所以外の公共的施設等を利用している場合のみ、その種別を具体的に記載すること。（例　商店街の空き店舗）
　４　「市町村補助（支出）額」欄は、一時保育促進事業の場合のみ記載すること。

保福第188号様式（第14条）

補　助　金　精　算　書

事　業　名：

保育所（施設）名	設置主体	経営主体	実施場所	計画								実施								補助率	補助金の交付の決定		補助金精算額	補助金領収済額	補助金精算額に対する領収未済額	補助事業に係る経費の債務確定額			不用額	備考
				補助事業に要する経費 A	補助対象経費 B	事業に関して生ずる寄付金その他の収入額 C	差引額 (B−C) D	補助基準により算出した額 E	選定額（DとEを比較し少ない方の額） F	市町村補助（支出）額 G	補助基本額（FとGを比較し少ない方の額） H	補助事業に要した経費 I	補助対象経費 J	事業に関して生じた寄付金その他の収入額 K	差引額 (J−K) L	補助基準により算出した額 M	選定額（LとMを比較し少ない方の額） N	市町村補助（支出）額 O	補助基本額（NとOを比較し少ない方の額） P	Q	年月日番号 R	金額 S	T	U	(T−U) V	支払済額 W	支払未済額 X	計 Y	(S−T) Z	
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	円	円	
合　計	か所 公 私	か所 公 私																												

注1　この様式は、特別保育事業推進費補助事業に関し実績報告をする場合に使用すること。
2　「設置主体」欄及び「経営主体」欄には、設置（経営）主体が、市町村の場合は「公」と、社会福祉法人等の場合は「私」と記載すること。
3　「実施場所」欄は、保育所以外の公共的施設等を利用している場合のみ、その種別を具体的に記載すること。（例　商店街の空き店舗）
4　「計画」欄には、申請の際の額（変更の承認（達による変更を含む。）があったときは、変更後の額）を記載すること。
5　「市町村補助（支出）額」欄は、一時保育促進事業の場合のみ記載すること。。
6　「補助金の交付の決定」欄中「年月日番号」欄には当初の交付決定の年月日、番号を記載し、「金額」欄には交付決定額（変更（達による変更を含む。）があったときは、変更後の額）を記載すること。
7　「補助金精算額」欄には、実施に係る補助基本額（P）に補助率（Q）を乗じて得た額を記載すること。ただし、補助金の算出が他の方法によっている場合は、その方法により算出した額を記載し、かつ、「備考」欄にその算出方法を明記すること。
8　「補助事業に係る経費の債務確定額」欄中「支払済額」欄には、間接補助事業等の場合にあっては補助事業者等が間接補助事業者等に交付する補助金の支払済額を記載すること。

北海道告示第328号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年３月７日

北海道知事　堀　　達　也

1　入札に付する事項

(1)　賃借物品の名称及び数量
　電子計算機の賃貸借　一式（１月当たりの単価）
(2)　賃借物品の仕様等　　入札説明書による。
(3)　契　約　期　間　　契約の日から平成16年３月31日まで、ただし、予算の範囲内で、

平成18年３月31日までを限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

⑴　平成15年北海道告示第17号で規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

⑵　道が行う指名競争入札に関する指定を停止されていないこと。

⑶　納入した賃借物品について、迅速なアフターサービスが可能なこと。

3　契約条項を示す場所

札幌市中央区北３条西６丁目　北海道保健福祉部総務課

4　入札執行の場所及び日時

⑴　入　札　場　所　　札幌市中央区北３条西６丁目
北海道庁赤れんが庁舎２階４号会議室

⑵　入　札　日　時　　平成15年４月１日（火）午前10時

⑶　開　札　場　所　　⑴に同じ。

⑷　開　札　日　時　　⑵に同じ。

5　入　札　保　証　金

免除します。

6　入札説明書の交付に関する事項

⑴　交　付　場　所　　札幌市中央区北３条西６丁目
北海道保健福祉部国民健康保険課

⑵　交　付　方　法　　⑴の場所で交付する。

7　郵便又は電報による入札

認めないものとする。

8　落札者の決定方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第１項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9　契約書作成の要否

要

10　そ　の　他

⑴　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

⑵　入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された記載金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった１月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑶　消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

⑷　契　約　保　証　金

免除します。

⑸　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　　北海道保健福祉部国民健康保険課

イ　所　在　地　　郵便番号 060－8588　札幌市中央区北３条西６丁目
電話番号 011－231－4111　内線 25－163

⑹　この入札の執行は、公開する。

⑺　詳細は入札説明書による。

北海道告示第329号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第５条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。

なお、同法第８条第２項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年７月７日までに北海道胆振支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年３月７日

北海道知事　堀　　達　也

1　届出事項の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

苫小牧ファッションモール

苫小牧市明野新町６丁目９番916

⑵　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社しまむら

代表取締役　藤原秀次郎

埼玉県さいたま市宮原町２丁目19番４号

⑶　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

は代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者氏名
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市宮原町２丁目19番４号	藤原　秀次郎
株式会社アベイル	埼玉県さいたま市宮原町２丁目19番４号	島村　治伸

(4)　大規模小売店舗の新設をする日
　平成15年10月14日
(5)　大規模小売店舗内の店舗面積の合計
　4,254㎡
(6)　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
　ア　駐車場の収容台数　222台
　イ　駐輪場の収容台数　63台
　ウ　荷さばき施設の面積　426㎡
　エ　廃棄物等の保管施設の容量　154㎥
(7)　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
　ア　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	店舗名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社しまむら	しまむら	午前10時	午後８時
	バースディ	午前10時	午後８時
	シャンブル	午前10時	午後９時
株式会社アベイル	アベイル	午前10時	午後９時

　イ　来客が駐車場を利用することができる時間帯
　　午前９時45分から午後９時15分まで
　ウ　駐車場の自動車の出入口の数
　　４箇所
　エ　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
　　午前６時から午後９時まで
2　届出年月日
　平成15年２月13日
3　届出書等の縦覧
(1)　縦覧場所
　北海道経済部地域産業課及び北海道胆振支庁商工労働観光課
(2)　縦覧期間
　平成15年３月７日（金）から７月７日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
(3)　縦覧時間
　午前９時から午後５時15分まで
(4)　その他
　縦覧については、苫小牧市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等については苫小牧市へ問い合わせること。

北海道告示第330号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条第１項の規定により、次の貸金業者に対し貸金業の業務について停止処分をしたので、同法第41条第１項の規定により公告する。

平成15年３月７日

北海道知事　堀　達也

1　住所　札幌市北区北25条西４丁目１－24 第11チサンマンション301号
2　商号又は名称　アスカコーポレーション
3　氏名（法人の場合は代表者の氏名）　石神　元気
4　登録番号　北海道知事(1)石第02588号
5　業務停止の期間　平成15年２月27日から８月25日までの間の180日間
6　業務停止の範囲　任意の弁済の受領及び債権の保全行為を除く営業所におけるすべての業務の停止

北海道告示第331号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成15年３月７日

北海道知事　堀　達也

1　落札に係る物品等の名称及び数量
　海上冷凍コンテナ　14台
2　落札を決定した日
　平成15年２月３日
3　落札者の氏名及び住所

(1) 氏　名　　ナラサキ産業株式会社
(2) 住　所　　室蘭市海岸町３丁目３番２号
4　落札金額
21,980,000円
5　契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
6　一般競争入札の公告
平成15年北海道告示第45号
7　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名　称　　北海道農政部農政課
(2) 所在地　　札幌市中央区北３条西６丁目

北海道告示第332号

北海道が平成14年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成15年３月７日

北海道知事　堀　　達　也

（水産林務部所管分　その７）

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘要
1　間伐材資源活用緊急促進事業 間伐材資源の活用を促進するため、予算の範囲内で補助する。							
(1) 間伐材資源を活用した施設の開発事業	市町村 森林組合 木材関連事業者等の組織する団体	市町村、森林組合又は木材関連事業者等の組織する団体が行う間伐材資源を活用した施設の開発に要する経費	100分の45以内	共通第２号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 定款 別に指示する様式	共通第２号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提出先　水産林務部木材振興課	
(2) 間伐材資源を活用した机・椅子の導入事業	市町村	市町村が行う間伐材資源を活用した学校用机・椅子の導入に要する経費	100分の45以内	共通第２号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第２号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提出先　水産林務部木材振興課	

⑶　間伐材活用製品のＰＲ事業	市町村 森林組合 木材関連事業者等の組織する団体	市町村、森林組合又は木材関連事業者等の組織する団体が行う間伐材資源を活用した製品の普及・ＰＲに要する経費	２分の１以内	共通第２号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 定款 別に指示する様式	共通第２号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　水産林務部木材振興課	
２　森林災害復旧造林事業 平成14年10月１日及び２日の暴風雨による災害を受けた十勝支庁管内の音更町、中札内村、更別村、忠類村、大樹町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町及び浦幌町の森林の復旧を図るため、予算の範囲内で補助する。	町村 森林組合 生産森林組合 森林組合連合会 森林整備法人 法人でない団体であって、森林所有者（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会を除く。）がその主たる構成員となっており、かつ、団体の目的、代表者、代表権の範囲、団体の意思決定の機関及びその決定の方法、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項並びに会費の徴収が必要である場合には、その徴収方法について、次の基準に従った規約を有するもの（以下「森林所有	町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、森林所有者団体、造林公益法人又は造林の事業を行う一部事務組合及び財産区が行う森林災害復旧造林事業に要した経費のうち、次に掲げるもの ⑴　被害木等の伐採及び搬出に要した経費 ⑵　被害木等の伐採跡地における造林に要した経費 ⑶　倒伏した造林木の引起こしに要した経費 ⑷　作業路の開設に要した経費	３分の２以内	水林第49号様式 別に指示する様式		提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　支庁	実績報告は、要しない。

	者団体」という。）。 ⑴　森林資源の培養に資する旨をその目的に含み、営利を目的としていないこと。 ⑵　代表者の選任の手続きを明らかにしていること。 ⑶　団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。 ⑷　会費の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が公平を欠くものでないこと。 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された公益法人（造林事業を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体が、社団法人にあっては総社員の表決権の過半数を保有し、財団法人にあっては基本財産の額の過半を拠出しているものに限る。以下「造林公益法人」とい							

	う。） 造林の事業を行う一部事務組合及び財産区						

北海道告示第333号

昭和49年北海道告示第814号（北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式）の一部を次のように改正する。

平成15年３月７日

北海道知事　堀　　達　也

水林第48号様式の次に次の１様式を加える。

水林第49号様式（第３条第２項）

事　　業　　実　　績　　書

（事業区分　　）

申請番号	事業主体名	造林地の所在		森林の種類	事業の内容				備考
		市町村名及び字名	施行団地		樹種	面積（又は延長）	新植本数	林齢	
						ha（m）	本	年	

注１　この様式は、森林災害復旧造林事業に要した経費に係る補助金の交付を申請する場合に使用すること。
２　この様式は、事業区分毎に別様とし、事業区分には、被害木等の整理、跡地造林、倒木起こし及び作業路の別を記載すること。
３　「申請番号」欄には、森林災害復旧造林事業現況調査票の申請番号を記載すること。
４　「施行団地」欄には、市町村別査定内訳書の施行団地名を記載すること。
５　「森林の種類」欄には、保安林にあっては「保」、制限林（保安林を除く。）にあっては「制」、森林施業計画の森林にあっては「計」及びその他の森林にあっては「他」と記載すること。
６　「面積」欄には、区域面積をヘクタール以下第２位まで記載すること。
７　「面積」欄（　）内には、作業路の延長を記載すること。

北海道告示第334号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年３月７日

北海道知事　堀　　達　也

1	保安林予定森林の所在場所	松前郡松前町字大沢346の２（次の図に示す部分に限る。）、346、346の１
2	指定の目的	土砂の崩壊の防備
3	指定施業要件	
(1)	立木の伐採の方法	
	ア	主伐は、択伐による。
	イ	主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
	ウ	間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2)	立木の伐採の限度	次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び松前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第335号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第２項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年３月７日

北海道知事　堀　　達　也

1	保安林予定森林の所在場所	深川市鷹泊2402・2403・2406・2407・2411（以上５筆について次の図に示す部分に限る。）、2354から2359まで、2412
2	指定の目的	公衆の保健
3	指定施業要件	
(1)	立木の伐採の方法	
	ア	主伐は、択伐による。
	イ	主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
	ウ	間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2)	立木の伐採の限度	次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道空知支庁経済部林務課及び深川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第336号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成15年３月７日

北海道知事　堀　　達　也

1(1)	解除予定保安林の所在場所	河東郡士幌町字中音更西２線192の３・194の５・字中音更西３線191の４・193の５（以上４筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)	保安林として指定された目的	風害の防備
(3)	解除の理由	道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1)	解除予定保安林の所在場所	広尾郡広尾町字紋別918の１（次の図に示す部分に限る。）
(2)	保安林として指定された目的	風害の防備
(3)	解除の理由	排水路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び広尾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第337号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年３月７日

北海道知事　堀　　達　也

1	解除に係る保安林の所在場所	根室市初田牛433（次の図に示す部分に限る。）
2	保安林として指定された目的	風害の防備
3	解除の理由	農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び根室市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第338号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５第１項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年３月７日

北海道知事　堀　　達　也

１　資格及び調達をする物品等の種類

平成15年度において道が締結しようとしている⑴に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、⑵に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、⑶に定めるものとする。

⑴　契　　約　　平成15年３月７日に一般競争入札の公告を行う北海道建設部のファクシミリ賃貸借契約

⑵　資　　格　　北海道建設部のファクシミリ賃貸借契約（以下「資格」という。）

⑶　物品等の種類　　ファクシミリ

２　資　格　要　件

次のいずれにも該当すること。

⑴　政令第167条の４第１項に規定する者（未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

⑵　政令第167条の４第２項により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

⑶　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者でないこと。

⑷　道税を滞納している者でないこと。

⑸　平成15年３月７日において引き続き２年以上その事業を営んでいること。

３　資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第３条第１項第７号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、２の⑸に掲げる資格要件は、適用しない。

⑴　経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

⑵　中小企業等協同組合法第３条第４号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

４　資格審査の申請の時期及び方法

⑴　申請の時期　　資格審査の申請は、平成15年３月７日から20日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前９時から午後５時までの間にしなければならない。

⑵　申請の方法　　資格審査の申請は、次に掲げる申請書の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア　提出先の名称　　北海道建設部総務課

イ　提出先の所在地　　札幌市中央区北３条西６丁目

５　資格審査の再申請

⑴　再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア　資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継したもの

イ　中小企業等協同組合（企業組合を除く）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ　企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

⑵　再申請の方法

再申請をしようとする者は、４の⑵の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

６　資格の有効期間及び当該期間の更新手続

⑴　資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から１の⑴に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

⑵　資格は１の⑴に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

７　資　格　の　喪　失

資格を有する者が２に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道告示第339号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年３月７日

北海道知事　堀　　達　也

１　入札に付する事項

⑴　調達をする賃貸借物品等の名称及び数量

ファクシミリ　　２台（１月当たりの単価）

⑵　調達をする物品等の仕様等　　入札説明書及び要求仕様書による。
⑶　借　上　期　間　　平成15年５月１日から平成16年３月31日まで。ただし予算の範囲内で、平成19年４月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
⑷　納　入　場　所　　別途指示する場所
２　入札に参加する者に必要な資格
平成15年北海道告示第338号に規定するファクシミリの賃貸借契約に関する資格を有すること。
３　契約条項を示す場所
札幌市中央区北３条西６丁目　北海道建設部総務課
４　入札執行の場所及び日時
⑴　入　札　場　所　　札幌市中央区北３条西６丁目　北海道庁10階建設部会議室
⑵　入　札　日　時　　平成15年４月３日　午前10時30分
⑶　開　札　場　所　　⑴に同じ。
⑷　開　札　日　時　　⑵に同じ。
５　入　札　保　証　金
入札保証金は免除する。
６　入札説明書の交付に関する事項
⑴　交　付　場　所　　札幌市中央区北３条西６丁目　北海道建設部総務課
⑵　交　付　方　法　　⑴の場所で交付する。
７　郵便又は電報による入札
認めないものとする。
８　落札者の決定方法
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めた予定価格単価の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
９　契約書作成の要否
要
10　そ　の　他
⑴　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
⑵　入札金額等における消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった１月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
⑶　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア　名　　称　　北海道建設部総務課
イ　所　在　地　　郵便番号 060－8588　札幌市中央区北３条西６丁目
電話番号 011－231－4111　内線 29－113
⑷　この告示の内容は予定であり、変更することが有り得る。
⑸　この入札の執行は、公開する。
⑹　詳細は、入札説明書による。

北海道告示第340号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５第１項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。
平成15年３月７日
北海道知事　堀　　達　也
１　資格及び調達をする役務の種類
平成15年度において道が締結しようとする⑴に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、⑵に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、⑶に定めるものとする。
⑴　契　　約　　平成15年３月７日に一般競争入札の公告を行う北海道建設部の複写サービスの供給に係る契約
⑵　資　　格　　北海道建設部の複写サービス供給の資格（以下「資格」という。）
⑶　役務の種類　　北海道建設部の複写サービスの供給
２　資　格　要　件
次のいずれにも該当すること。
⑴　政令第167条の４第１項に規定する者（未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
⑵　政令第167条の４第２項により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
⑶　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者でないこと。
⑷　道税を滞納している者でないこと。

⑸　平成15年３月７日において引き続き２年以上その供給事業を営んでいること。
⑹　北海道建設部の複写サービスの供給に関し、供給する複写機及びその付属品の迅速な点検、調整並びに消耗品の供給体制が整備されていることを証明した者であること。
⑺　当該調達役務に関し、要求仕様書に記載の複写機要件等を満たしていることを証明した者であること。

3　資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第３条第１項第７号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、２の⑸に掲げる資格要件は、適用しない。

⑴　経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
⑵　中小企業等協同組合法第３条第４号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4　資格審査の申請の時期及び方法

⑴　申請の時期　資格審査の申請は、平成15年３月７日から20日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前９時から午後５時までの間にしなければならない。
⑵　申請の方法　資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
ア　提出先の名称　北海道建設部総務課
イ　提出先の所在地　札幌市中央区北３条西６丁目

5　資格審査の再申請

⑴　再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア　資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継したもの
イ　中小企業等協同組合（企業組合を除く）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
ウ　企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更した者

⑵　再申請の方法

再申請をしようとする者は、４の⑵の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6　資格の有効期間及び当該期間の更新手続

⑴　資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すと認めた旨の通知があった日から１の⑴に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

⑵　資格は１の⑴に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7　資格の喪失

資格を有する者が２に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道告示第341号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年３月７日

北海道知事　堀　　達　也

1　入札に付する事項

⑴　調達をする役務の名称及び数量

北海道建設部の複写サービスの供給
複写機（白黒）　６台

⑵　調達をする役務の仕様等　入札説明書及び要求仕様書による。
⑶　契約期間　平成15年５月１日から平成16年３月31日まで。ただし予算の範囲内で、平成18年４月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
⑷　履行場所　別途指示する場所

2　入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道告示第340号に規定する複写サービスの供給に関する資格を有すること。

3　契約条項を示す場所

札幌市中央区北３条西６丁目　北海道建設部総務課

4　入札執行の場所及び日時

⑴　入札場所　札幌市中央区北３条西６丁目　北海道庁10階建設部会議室
⑵　入札日時　平成15年４月３日　午後１時30分
⑶　開札場所　⑴に同じ。
⑷　開札日時　⑵に同じ。

5　入札保証金

入札保証金は免除する。

6　入札説明書の交付に関する事項

⑴　交付場所　札幌市中央区北３条西６丁目　北海道建設部総務課
⑵　交付方法　⑴の場所で交付する。

7　郵便又は電報による入札
　認めないものとする。
8　落札者の決定方法
　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第１項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めた各予定価格（単価）の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定供給枚数を乗じて得た額の合計額）が最低の価格で入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
9　契約書作成の要否
　要
10　そ　の　他
⑴　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
⑵　入札金額等における消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
　入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価及び入札総価額）とすること。
　なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。
⑶　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
　ア　名　　称　　北海道建設部総務課
　イ　所　在　地　　郵便番号 060－8588　札幌市中央区北３条西６丁目
　　電話番号 011－231－4111　内線 29－113
⑷　この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
⑸　この入札の執行は、公開する。
⑹　詳細は、入札説明書による。

北海道告示第342号

札幌市長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定による通知があった。

平成15年３月７日

北海道知事　堀　　達　也

1　作業種類　　公共測量（公共基準点測量）
2　作業期間　　平成14年10月11日から平成15年２月11日まで
3　作業地域　　札幌市

北海道告示第343号

半島振興法（昭和60年法律第63号）第11条第１項の規定による町道の工事を次のとおり開始する。

平成15年３月７日

北海道知事　堀　　達　也

1　路　線　名　　森町道駒ヶ岳赤井川線
2　工事区間　　茅部郡森町字駒ヶ岳353番地先から
　茅部郡森町字赤井川60番１地先まで
3　工事の種類　　改築
4　工事開始の日　　平成15年３月17日

北海道告示第344号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第１項の規定による町道の工事を次のとおり開始する。

平成15年３月７日

北海道知事　堀　　達　也

1　路　線　名　　女満別町道本郷住吉線
2　工事区間　　女満別町字本郷334番２地先から
　女満別町字住吉17番１地先まで
3　工事の種類　　改築
4　工事開始の日　　平成15年３月17日

北海道告示第345号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成15年３月７日

北海道知事　堀　　達　也

1　道路の種類　　道道
2　道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名	区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所
江部乙赤平線	滝川市江部乙町東12丁目1843番39地先（一般国道12号交点）から滝川市江部乙町1460番７地先まで	前	14.54ｍから14.54ｍまで	482.75ｍ	一般国道12号における13.64ｍの間	北海道札幌土木現業所
		後	16.27ｍから16.27ｍまで	482.75ｍ	一般国道12号における13.64ｍの間	
岩見沢三笠線	三笠市弥生花園町28番88地先から三笠市幾春別千住町303番１地先まで	前	11.39ｍから24.32ｍまで	886.00ｍ	——	同
	三笠市弥生花園町28番88地先から三笠市弥生桜木町122地先まで	前	22.00ｍから52.00ｍまで	880.00ｍ	——	
	三笠市弥生花園町28番88地先から三笠市幾春別千住町303番１地先まで	後	11.39ｍから24.32ｍまで	886.00ｍ	——	
	三笠市弥生花園町28番88地先から三笠市弥生桜木町122地先まで	後	21.00ｍから53.00ｍまで	880.00ｍ	——	
早来千歳線	千歳市駒里1633番１地先から千歳市駒里946番14地先まで	前	16.00ｍから28.00ｍまで	1,035.97ｍ	——	同
		後	16.00ｍから28.00ｍまで	1,035.97ｍ	——	
		後	17.00ｍから31.00ｍまで	1,060.39ｍ	——	

北海道告示第346号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成15年３月７日

北海道知事　堀　達也

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	縦覧場所
道道　幕別大樹線	中川郡幕別町字五位449番３地先から中川郡幕別町字五位575番地先まで	平成15．3．7	北海道帯広土木現業所
道道　本別浦幌線	十勝郡浦幌町字宝町53番17地先から十勝郡浦幌町字緑町14番１地先まで	同	北海道帯広土木現業所
	十勝郡浦幌町字円山113番１地先から十勝郡浦幌町字円山90番１地先まで	同	北海道帯広土木現業所

北海道告示第347号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第２項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成15年３月７日

北海道知事　堀　達也

1　道路の種類　　道道

2　道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名	区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所

舞鶴追分線	千歳市協和1168番１地先から 千歳市協和115番13地先まで	前	14.50ｍから 30.00ｍまで	605.00ｍ	――	北海道札幌土木現業所
		前	17.50ｍから 29.00ｍまで	558.35ｍ	――	
		前	11.50ｍから 30.00ｍまで	616.00ｍ	――	
		後	14.50ｍから 30.00ｍまで	605.00ｍ	――	
		後	17.50ｍから 29.00ｍまで	558.35ｍ	――	
静内浦河線	浦河郡浦河町東町ちのみ４丁目451番８地先から 浦河郡浦河町東町ちのみ４丁目451番８地先まで	前	34.50ｍから 80.50ｍまで	170.83ｍ	――	北海道室蘭土木現業所
		後	45.00ｍから 99.50ｍまで	170.83ｍ	――	
千歳鵡川線	勇払郡厚真町錦町47番５地先から 勇払郡厚真町錦町１番１地先まで	前	18.30ｍから 27.89ｍまで	351.21ｍ	――	同
		後	18.30ｍから 28.13ｍまで	351.21ｍ	――	
石勝高原幾寅線	空知郡南富良野町字幾寅国有林上川南部森林管理署事業区416林班ワ小班地先から空知郡南富良野町字幾寅1511番１地先まで	前	8.00ｍから 20.50ｍまで	3,009.00ｍ	――	北海道旭川土木現業所
		前	13.68ｍから 70.00ｍまで	2,888.20ｍ	――	
		後	13.68ｍから 70.00ｍまで	2,888.20ｍ	――	

北海道告示第348号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道旭川土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成15年３月７日

北海道知事　堀　　達　也

1	河川の名称	一級河川天塩川水系美深パンケ川
2	廃川敷地等が生じた年月日	平成15年３月７日
3	廃川敷地等の位置	中川郡美深町字斑渓94番１地先及び149番１地先
4	廃川敷地等の種類及び数量	土地　29,850.15㎡

北海道告示第349号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道稚内土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成15年３月７日

北海道知事　堀　　達　也

1	河川の名称	二級河川鬼志別川水系鬼志別川
2	廃川敷地等が生じた年月日	平成15年３月７日
3	廃川敷地等の位置	宗谷郡猿払村鬼志別北町520番
4	廃川敷地等の種類及び数量	土地　3,115.78㎡

北海道告示第350号

昭和56年北海道告示第649号（河川区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道稚内土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成15年３月７日

北海道知事　堀　　達　也

表の２二級河川鬼志別川の項図面の欄中「第１号図の１」を「第１号図の２」に改める。

北海道告示第351号

昭和56年北海道告示第650号（河川予定地の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道稚内土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成15年３月７日

北海道知事　堀　　達　也

表の２二級河川鬼志別川の項図面の欄中「第１号図の１」を「第１号図の２」に改める。

北海道告示第352号

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の３第１項の規定により、平成13年北海道告示第631号で告示した外郭施設の建設に関し、次のとおり変更の届出があった。

平成15年３月７日

北海道知事　堀　　達　也

１　届出者

札幌市中央区大通東１丁目２番地

北海道電力株式会社

取締役社長　南山　英雄

２　施設の所在する水域の範囲

古宇郡泊村大字堀株村759番、761番及び762番並びに字ヘロカルウス788番、789番、790番、792番及び793番並びに字稲穂崎40番２地先並びに古宇郡泊村大字堀株村759番並びに字ヘロカルウス96番３及び795番に面する国有地地先

３　変更のあった施設の種類

埋立護岸Ａ

４　変更の内容

変更前　延長　454.931ｍ

構造　ケーソン式護岸

変更後　延長　454.931ｍ（ｂ部132.300ｍ含む）

構造　ケーソン式護岸、被覆工の追加

北海道告示第353号

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の３第１項の規定により、平成13年北海道告示第632号で告示した外郭施設の改良に関し、次のとおり変更の届出があった。

平成15年３月７日

北海道知事　堀　　達　也

１　届出者

札幌市中央区大通東１丁目２番地

北海道電力株式会社

取締役社長　南山　英雄

２　施設の所在する水域の範囲

古宇郡泊村大字堀株村759番及び字ヘロカルウス788番、789番、790番、792番及び793番地先並びに古宇郡泊村大字堀株村759番並びに字ヘロカルウス96番３及び795番に面する国有地地先

３　変更のあった施設の種類

南防波堤

４　変更の内容

変更前　構造　ケーソン式混成堤

変更後　構造　ケーソン式混成堤、被覆工（コンクリートブロック50ｔ相当）の追加

北海道告示第354号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第２条第１項の規定により、公有水面の埋立ての免許を受けたい旨、次のとおり出願があった。

その願書及び関係図書は、北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から起算して３週間、公衆の縦覧に供する。

平成15年３月７日

北海道知事　堀　　達　也

１　出願の年月日　　平成15年２月３日

２　出　願　者

(1)　名　　称　　北海道

(2)　住　　所　　札幌市中央区北３条西６丁目

(3)　代表者の氏名　　北海道知事　堀　　達也

３　埋立区域

(1)　位　　置　　山越郡長万部町字静狩102番１、102番３、102番４、102番５、103番３、103番２、103番１、104番３、104番１、104番４、133番２、133番３、133番４、137番、139番１、141番及び149番地先の公有水面

(2) 区　域　次の１の地点から33の地点までを順次に結んだ線、33の地点とＡ２の地点とを結んだ線、Ａ２の地点とＡ１の地点とを結んだ線、Ａ１の地点とＡ22の地点とを結んだ線及び１の地点とＡ22の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）

１の地点　３級基準点３Ｃ１（Ｘ＝－157,162.913、Ｙ＝18,765.490、北緯42度35分05秒4499、東経140度28分43秒1511）から方向角342度40分56秒の方向136.26ｍの地点

２の地点　１の地点から方向角233度34分01秒の方向5.43ｍの地点

３の地点　２の地点から方向角323度36分36秒の方向0.43ｍの地点

４の地点　３の地点から方向角233度33分59秒の方向76.10ｍの地点

５の地点　４の地点から方向角143度33分59秒の方向77.23ｍの地点

６の地点　５の地点から方向角53度36分36秒の方向0.43ｍの地点

７の地点　６の地点から方向角143度33分51秒の方向3.30ｍの地点

８の地点　７の地点から方向角233度33分56秒の方向30.00ｍの地点

９の地点　８の地点から方向角323度33分51秒の方向3.30ｍの地点

10の地点　９の地点から方向角53度36分36秒の方向0.43ｍの地点

11の地点　10の地点から方向角323度33分59秒の方向77.23ｍの地点

12の地点　11の地点から方向角233度33分58秒の方向49.95ｍの地点

13の地点　12の地点から方向角323度34分06秒の方向20.37ｍの地点

14の地点　13の地点から方向角233度34分05秒の方向51.07ｍの地点

15の地点　14の地点から方向角143度33分20秒の方向20.80ｍの地点

16の地点　15の地点から方向角233度33分48秒の方向8.04ｍの地点

17の地点　16の地点から方向角323度33分47秒の方向34.70ｍの地点

18の地点　17の地点から方向角233度33分40秒の方向3.42ｍの地点

19の地点　18の地点から方向角323度33分43秒の方向20.30ｍの地点

20の地点　19の地点から方向角233度34分05秒の方向2.25ｍの地点

21の地点　20の地点から方向角323度34分10秒の方向9.86ｍの地点

22の地点　21の地点から方向角53度33分59秒の方向13.71ｍの地点

23の地点　22の地点から方向角37度33分54秒の方向11.02ｍの地点

24の地点　23の地点から方向角40度07分10秒の方向10.28ｍの地点

25の地点　24の地点から方向角60度07分41秒の方向10.07ｍの地点

26の地点　25の地点から方向角51度26分29秒の方向10.00ｍの地点

27の地点　26の地点から方向角50度17分54秒の方向10.50ｍの地点

28の地点　27の地点から方向角68度47分23秒の方向9.86ｍの地点

29の地点　28の地点から方向角64度13分06秒の方向10.17ｍの地点

30の地点　29の地点から方向角82度23分05秒の方向11.41ｍの地点

31の地点　30の地点から方向角106度27分04秒の方向16.57ｍの地点

32の地点　31の地点から方向角75度07分12秒の方向11.21ｍの地点

33の地点　32の地点から方向角53度34分07秒の方向10.09ｍの地点

Ａ２の地点　33の地点から方向角143度35分13秒の方向23.72ｍの地点

Ａ１の地点　Ａ２の地点から方向角53度32分09秒の方向100.50ｍの地点

Ａ22の地点　Ａ１の地点から方向角143度16分05秒の方向18.70ｍの地点

(3) 面　積　10,689.10㎡（海浜地盛土　2,794.62㎡）

４　埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位　置　山越郡長万部町字静狩102番１、102番３、102番４、102番５、103番３、103番２、103番１、104番３、104番１、104番４、133番２、133番３、133番４、137番、139番１、141番及び149番地先

(2) 区　域　次の１の地点とイの地点とを結んだ線、イの地点からリの地点までを順次に結んだ線、リの地点と15の地点とを結んだ線、15の地点から20の地点までを順次に結んだ線、20の地点とヌの地点とを結んだ線、ヌの地点からラの地点までを順次に結んだ線、ラの地点とＡ３の地点とを結んだ線、Ａ３の地点とＡ２の地点とを結んだ線、Ａ２の地点とＡ１の地点とを結んだ線、Ａ１の地点とＡ22の地点とを結んだ線及び１の地点とＡ22の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）

１の地点　３級基準点３Ｃ１（Ｘ＝－157,162.913、Ｙ＝18,765.490、北緯42度35分05秒4499、東経140度28分43秒1511）から方向角342度40分56秒の方向136.26ｍの地点

イの地点　１の地点から方向角143度34分05秒の方向10.28ｍの地点

ロの地点　イの地点から方向角233度34分04秒の方向11.13ｍの地点

ハの地点　ロの地点から方向角143度34分09秒の方向121.32ｍの地点

ニの地点　ハの地点から方向角209度07分24秒の方向27.65ｍの地点

ホの地点　ニの地点から方向角298度56分09秒の方向18.47ｍの地点

ヘの地点　ホの地点から方向角209度09分14秒の方向3.24ｍの地点

トの地点　ヘの地点から方向角118度58分51秒の方向18.50ｍの地点

チの地点　トの地点から方向角209度08分04秒の方向89.88ｍの地点

リの地点　チの地点から方向角279度57分13秒の方向131.30ｍの地点

15の地点　リの地点から方向角323度33分20秒の方向86.52ｍの地点

16の地点　15の地点から方向角233度33分48秒の方向8.04ｍの地点

17の地点　16の地点から方向角323度33分47秒の方向34.70ｍの地点
18の地点　17の地点から方向角233度33分40秒の方向3.42ｍの地点
19の地点　18の地点から方向角323度33分43秒の方向20.30ｍの地点
20の地点　19の地点から方向角233度34分05秒の方向2.25ｍの地点
ヌの地点　20の地点から方向角323度34分03秒の方向35.84ｍの地点
ルの地点　ヌの地点から方向角53度34分00秒の方向13.70ｍの地点
ヲの地点　ルの地点から方向角55度17分34秒の方向10.61ｍの地点
ワの地点　ヲの地点から方向角68度59分48秒の方向10.37ｍの地点
カの地点　ワの地点から方向角38度34分18秒の方向10.35ｍの地点
ヨの地点　カの地点から方向角36度54分26秒の方向10.43ｍの地点
タの地点　ヨの地点から方向角38度25分46秒の方向10.87ｍの地点
レの地点　タの地点から方向角99度26分32秒の方向13.66ｍの地点
ソの地点　レの地点から方向角60度37分52秒の方向10.07ｍの地点
ツの地点　ソの地点から方向角79度46分39秒の方向11.14ｍの地点
ネの地点　ツの地点から方向角95度58分50秒の方向13.55ｍの地点
ナの地点　ネの地点から方向角83度08分21秒の方向11.99ｍの地点
ラの地点　ナの地点から方向角53度34分01秒の方向10.09ｍの地点
Ａ３の地点　ラの地点から方向角143度35分51秒の方向3.06ｍの地点
Ａ２の地点　Ａ３の地点から方向角143度35分13秒の方向43.10ｍの地点
Ａ１の地点　Ａ２の地点から方向角53度32分09秒の方向100.50ｍの地点
A22の地点　Ａ１の地点から方向角143度16分05秒の方向18.70ｍの地点

(3) 面　積　41,682.74㎡

5　埋立地の用途　漁港施設用地

北海道告示第355号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第１項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成15年３月７日

北海道知事　堀　達也

1　千歳恵庭圏都市計画土地区画整理事業に係る事項

(1) 都市計画の種類　土地区画整理事業

(2) 都市計画を定めた土地の区域

名称	位置
恵庭市黄金土地区画整理事業	恵庭市黄金町及び戸磯の各一部

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

2　赤平都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類　道路

(2) 都市計画を定めた土地の区域

種別	名称	起点	終点	主な経過地
幹線街路	3･3･1号 中央通	赤平市錦町１丁目	赤平市字豊里	赤平市錦町３丁目

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

3　斜里都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類　道路

(2) 都市計画を定めた土地の区域

種別	名称	起点	終点	主な経過地
幹線街路	3･3･2号 駅前通	斜里町港町	斜里町港町	斜里町港町
幹線街路	3･4･4号 斜里網走通	斜里町港西町	斜里町字以久科北	斜里町本町

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

4　函館圏都市計画公園に係る事項

(1) 都市計画の種類　公園

(2) 都市計画を定めた土地の区域

ア　変更する部分

名称	位置
９・６・１号	道南四季の杜公園　函館市亀田中野町

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

5　滝川都市計画公園に係る事項

(1) 都市計画の種類　公園

(2) 都市計画を定めた土地の区域

ア　変更する部分

名称	位置
６・５・１号	滝の川公園　滝川市二の坂町東３丁目

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

北海道告示第356号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第２項の規定により、次に掲げる市町村が決定した都市計画の図書の写しを北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成15年３月７日

北海道知事　堀　　達　也

都市計画の種類	市町村名
札幌圏都市計画地区計画（東園東地区）	札幌市

北海道告示第357号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により、次に掲げる市町村が変更した都市計画の図書の写しを北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成15年３月７日

北海道知事　堀　　達　也

都市計画の種類	市町村名
札幌圏都市計画防火地域及び準防火地域	札幌市
札幌圏都市計画緑地	同
釧路圏都市計画用途地域	釧路市
千歳恵庭圏都市計画用途地域	恵庭市
栗山都市計画用途地域	栗山町
興部都市計画用途地域	興部町

北海道告示第358号

室蘭市から、室蘭圏都市計画事業八丁平土地区画整理事業に係る換地処分をした旨、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第３項の規定による届出があった。

平成15年３月７日

北海道知事　堀　　達　也

北海道告示第359号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成15年３月７日

北海道知事　堀　　達　也

１　施行者の名称　　歌志内市

２　都市計画事業の種類及び名称　　歌志内都市計画下水道事業歌志内公共下水道

３　事業の施行期間　　昭和51年10月４日から平成19年３月31日まで

４　事業地

(1)　収用の部分　　変更なし

(2)　使用の部分　　変更なし

公　　表

平成15年第１回北海道議会定例会で議決を経た平成15年度北海道予算の要領は、次のとおりである。

平成15年３月７日

北海道知事　堀　　達　也

平成15年度北海道一般会計予算

平成15年度北海道一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,691,644,465千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表債務負担行為」による。

（地方債）

第３条　地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表地方債」による。

（一時借入金）

第４条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、350,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第５条　地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)　教育費の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第１表

歳入歳出予算

歳入

（単位　千円）

款	項	金額
1 道税		500,165,629
	1 道民税	107,156,820
	2 事業税	97,063,851
	3 地方消費税	69,135,439
	4 不動産取得税	19,773,551
	5 道たばこ税	15,305,476
	6 ゴルフ場利用税	3,242,420
	7 自動車税	91,502,389
	8 鉱区税	40,057
	9 狩猟者登録税	93,516
	10 自動車取得税	18,997,530
	11 軽油引取税	77,222,776
	12 入猟税	64,658
	13 核燃料税	561,031
	14 旧法による税	6,115
2 地方消費税清算金		108,593,638
	1 地方消費税清算金	108,593,638
3 地方譲与税		12,005,000
	1 地方道路譲与税	10,775,000
	2 石油ガス譲与税	961,000
	3 航空機燃料譲与税	269,000
4 地方特例交付金		8,800,000
	1 地方特例交付金	8,800,000
5 地方交付税		701,300,000
	1 地方交付税	701,300,000
6 交通安全対策特別交付金		1,969,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,969,000
7 分担金及び負担金		49,198,771
	1 分担金	3,532,392
	2 負担金	45,666,379
8 使用料及び手数料		37,005,926
	1 使用料	26,208,113
	2 手数料	548,203
	3 証紙収入	10,249,610
9 国庫支出金		472,731,077
	1 国庫負担金	177,607,907
	2 国庫補助金	292,078,403
	3 委託金	3,044,767
10 財産収入		9,059,794
	1 財産運用収入	4,376,045
	2 財産売払収入	4,683,749
11 寄附金		122,016
	1 寄附金	122,016
12 繰入金		17,689,224
	1 特別会計繰入金	3,424,092
	2 基金繰入金	14,265,132
13 繰越金		8,000,000
	1 繰越金	8,000,000
14 諸収入		294,529,390
	1 延滞金、加算金及び過料	1,503,588
	2 預金利子	35,759
	3 貸付金収入	273,316,036
	4 受託事業収入	3,921,420
	5 収益事業収入	8,470,000
	6 雑入	7,282,587
15 道債		470,475,000
	1 道債	470,475,000
歳入	合計	2,691,644,465

歳出

（単位　千円）

款	項	金額
1 議会費		3,958,085
	1 議会費	3,958,085
2 総務費		224,977,226
	1 総務管理費	105,098,941

2 国際交流費		409,065
3 徴税費		96,684,565
4 学事宗務費		12,599,835
5 防災費		1,541,929
6 領土復帰対策費		649,647
7 会計管理費		1,148,008
8 札幌医科大学費		2,654,104
9 選挙費		3,087,920
10 人事委員会費		407,429
11 監査委員費		695,783
3 総合企画費		16,777,366
1 総合企画管理費		7,040,737
2 政策費		314,343
3 地域振興費		4,251,085
4 交通企画費		2,690,760
5 IT推進費		2,480,441
4 環境生活費		8,892,775
1 環境生活管理費		4,680,489
2 環境政策費		316,653
3 環境保全費		488,345
4 廃棄物対策費		92,584
5 自然環境費		708,911
6 文化振興費		1,173,090
7 生活振興費		953,959
8 青少年対策費		109,810
9 女性対策費		210,760
10 交通安全対策費		158,174
5 保健福祉費		222,240,780
1 保健福祉管理費		29,344,467
2 国民健康保険費		44,822,099
3 地域医療費		3,558,448
4 保健予防費		30,212,117
5 地域保健費		1,858,177
6 食品衛生費		1,698,898
7 薬務費		96,989
8 地域福祉費		19,606,659
9 高齢者保健福祉費		2,554,957
10 介護保険費		33,264,930
11 障害者保健福祉費		11,409,006
12 児童家庭費		8,893,008
13 保護費		34,910,725
14 災害救助費		10,300
6 経済費		210,384,483
1 経済管理費		7,479,335
2 産業政策推進費		144,087
3 資源エネルギー費		3,369,916
4 産業立地費		14,962,423
5 産業振興費		5,843,942
6 金融費		166,239,949
7 貿易経済交流費		80,080
8 雇用対策費		7,257,534
9 労政福祉費		124,185
10 人材育成費		3,378,938
11 観光費		370,650
12 工鉱業試験調査費		365,526
13 労働委員会費		767,918
7 農政費		248,446,254
1 農政管理費		19,600,488
2 農地調整費		4,326,593
3 農業経済費		13,209,090
4 土地改良指導費		69,205,835
5 農業改良普及費		2,028,022
6 構造改善費		9,110,338
7 農村計画費		501,613
8 農業農村整備事業費		117,082,103
9 道産食品安全費		1,529,784
10 農産園芸費		3,146,424
11 酪農畜産費		6,217,056
12 農業企画費		186,546
13 農業試験費		2,302,362

8 水産林務費		115,735,034
	1 水産林務管理費	14,171,774
	2 森林環境費	2,976,742
	3 企画調整費	318,993
	4 水産経営費	5,423,065
	5 栽培振興費	820,813
	6 漁港漁村費	47,494,027
	7 漁業管理費	547,632
	8 資源管理費	844,173
	9 木材振興費	852,999
	10 森林計画費	7,486,349
	11 林業振興費	7,873,294
	12 森林整備費	8,146,022
	13 治山費	17,006,306
	14 水産業試験研究費	1,453,333
	15 林産業試験研究費	319,512
9 建設費		410,666,524
	1 建設管理費	41,579,752
	2 道路橋りょう費	178,712,954
	3 河川費	74,115,086
	4 空港港湾費	7,946,948
	5 砂防海岸費	23,666,434
	6 建築指導費	4,372,493
	7 住宅費	39,265,910
	8 都市環境費	31,216,088
	9 公園下水道費	9,563,257
	10 まちづくり推進費	106,315
	11 営繕費	121,287
10 警察費		140,833,979
	1 警察管理費	132,088,102
	2 警察活動費	3,938,061
	3 交通安全施設費	4,807,816
11 教育費		547,418,445
	1 教育総務費	17,452,515
	2 小学校費	211,010,567
	3 中学校費	128,164,195
	4 高等学校費	136,613,719
	5 特殊学校費	48,411,024
	6 学校教育費	752,596
	7 社会教育費	2,850,810
	8 保健体育費	2,163,019
12 災害復旧費		6,936,202
	1 農地開発施設災害復旧費	311,816
	2 水産林業施設災害復旧費	3,141,686
	3 土木施設災害復旧費	3,482,700
13 公債費		449,734,888
	1 公債費	449,734,888
14 諸支出金		84,442,424
	1 繰出金	9,465,169
	2 諸費	74,977,255
15 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳出合計		2,691,644,465

第２表

債務負担行為

（その１）

（単位　千円）

事項	期間	限度額
平成15年度道職員宿舎の賃借に関する債務負担行為	平成15年度から平成35年度まで	4,140,983
平成15年度中小企業総合振興資金融資保証に伴う保証料の補給に関する債務負担行為	平成15年度から平成25年度まで	54,150
平成15年度北海道中小企業総合支援センター設備貸与事業に対する損失補償に関する債務負担行為	平成15年度から平成27年度まで	376,000
平成15年度石狩湾新港地域港湾用地の先行取得に関する債務負担行為	平成15年度から平成19年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費について500千円以内 借入資金に係る利子について

		国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額 の合計額
平成15年度石狩湾新港地域港湾用地の先行取得に係る北海道土地開発公社に金融機関等が行う融資に対する債務保証に関する債務負担行為	平成15年度から 平成19年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費について 500千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額 の合計額
平成15年度農業近代化資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	平成15年度から 平成35年度まで	328,368
平成15年度農業経営基盤強化資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	平成15年度から 平成39年度まで	230,374
平成15年度21世紀農業フロンティア資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	平成15年度から 平成26年度まで	6,638
平成15年度畜産環境保全施設整備特別緊急対策事業に係る道費補助に関する債務負担行為	平成15年度から 平成27年度まで	1,599,768
平成15年度漁業協同組合組織緊急再編対策資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	平成15年度から 平成25年度まで	14,100
平成15年度漁業近代化資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	平成15年度から 平成36年度まで	421,295
平成15年度建設に係る栽培水産試験場の工事請負に関する債務負担行為	平成15年度から 平成16年度まで	1,645,231
平成15年度建設に係る道東支場の工事請負に関する債務負担行為	平成15年度から 平成16年度まで	331,483
平成15年度北海道土地開発公社に金融機関等が行う融資に対する債務保証に関する債務負担行為	平成15年度から 平成19年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費及び調査測量費について 10,075,000千円以内 取得、調査測量及び処分に係る経費について 年６％以内の額 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額 の合計額
平成15年度公共用地の先行取得に関する債務負担行為	平成15年度から 平成18年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費について 5,825,000千円以内 取得、管理及び処分に係る経費について 年６％以内の額 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額 の合計額
道道函館南茅部線トンネル工事に関する債務負担行為	平成15年度から 平成19年度まで	5,400,000
道道旭川多度志線トンネル工事に関する債務負担行為	平成15年度から 平成19年度まで	5,880,000
道道岩見沢三笠線トンネル工事に関する債務負担行為	平成15年度から 平成16年度まで	600,000
道道根室浜中釧路線トンネル工事に関する債務負担行為	平成15年度から 平成16年度まで	1,120,000
道道砂川歌志内線橋りょう架換工事に関する債務負担行為	平成15年度から 平成16年度まで	1,100,000
厚幌ダム付替道路工事に関する債務負担行為	平成15年度から 平成16年度まで	545,000
西岡ダム仮排水路工事に関する債務負担行為	平成15年度から 平成16年度まで	270,000
美唄ダム施設改良工事に関する債務負担行為	平成15年度から 平成16年度まで	70,000
平成15年度空港施設設備整備事業に係る化学消防車の購入に関する債務負担行為	平成15年度から 平成16年度まで	225,750
竹浦海岸侵食対策工事に関する債務負担行為	平成15年度から 平成16年度まで	140,000

平成15年度北海道住宅供給公社に金融機関等が行う融資に伴う損失補償に関する債務負担行為	平成15年度から平成16年度まで	北海道住宅供給公社が行う建設事業費について 1,409,621千円以内 借入資金に係る利子について 借入の日及び平成16年度は４月１日における道の指定金融機関の短期プライムレートの２分の１以内の額 の合計額
平成15年度建設に係る公営住宅の工事請負に関する債務負担行為	平成15年度から平成17年度まで	5,914,000
平成15年度警察職員宿舎の賃借に関する債務負担行為	平成15年度から平成39年度まで	1,163,316
平成15年度建設に係る警察署庁舎の工事請負に関する債務負担行為	平成15年度から平成16年度まで	1,295,587
平成15年度教職員宿舎の購入に関する債務負担行為	平成15年度から平成35年度	94,833
平成15年度建設に係る高等学校校舎の工事請負に関する債務負担行為	平成15年度から平成16年度	2,783,110
平成15年度における地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務に関する債務負担行為	平成15年度から平成25年度まで	元金について 807,000,000千円 利子について 元金に対する利子相当額 の合計額

第３表

地　　方　　債

（単位　千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
札幌医科大学整備費	110,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
特定資金公共投資事業費	690,000	国庫からの借入れによる。	0	据置期間を含め５年以内において、年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
自然環境対策費	75,000		10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
開拓記念館施設整備費	120,000		10%以内	
社会福祉施設整備費	8,000		10%以内	
産業立地推進費	1,630,000		10%以内	
技術専門学院施設整備費	546,000		10%以内	
工業試験場費	51,000		10%以内	
直轄土地改良事業費	4,186,000		10%以内	
農業改良普及センター改築費	305,000		10%以内	
土地改良事業費	12,367,000		10%以内	
農用地造成事業費	64,000		10%以内	
農地防災事業費	3,653,000		10%以内	
農村総合整備事業費	2,046,000		10%以内	
農道等整備事業費	3,395,000		10%以内	
農道整備特別対策事業費	562,000		10%以内	
家畜保健衛生所施設整備費	233,000		10%以内	
死亡牛ＢＳＥ検査施設整備費	805,000		10%以内	
農業試験場施設整備費	373,000		10%以内	
水産基盤整備費	12,180,000		10%以内	
直轄特定漁港漁場整備事業費	3,629,000		10%以内	
漁港海岸保全費	1,554,000		10%以内	
臨時漁港海岸保全施設整備特別対策事業費	249,000		10%以内	
林道事業費	2,023,000		10%以内	

林道整備特別対策事業費	148,000	10%以内	
治山事業費	8,168,000	10%以内	
直轄治山事業費	138,000	10%以内	
臨時治山施設整備特別対策事業費	966,000	10%以内	
水産試験場施設整備費	140,000	10%以内	
道東支場整備費	66,000	10%以内	
森林整備費	876,000	10%以内	据置期間を含め50年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄道路事業費	29,376,000	10%以内	
道路維持管理費	5,771,000	10%以内	
道路新設改良費	19,336,000	10%以内	
積雪寒冷対策費	6,512,000	10%以内	
市町村道整備費	1,933,000	10%以内	
臨時道路整備特別対策事業費	18,914,000	10%以内	
地域道路整備特別対策事業費	3,197,000	10%以内	
みどりの道・川づくり特別対策事業費	183,000	10%以内	
直轄河川事業費	15,797,000	10%以内	
河川改良費	14,262,000	10%以内	
臨時河川整備特別対策事業費	2,816,000	10%以内	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。
ダム建設費	2,460,000	10%以内	
直轄空港整備費	388,000	10%以内	
空港整備費	864,000	10%以内	
港湾海岸保全事業費	48,000	10%以内	
直轄砂防事業費	1,135,000	10%以内	
砂防費	6,692,000	10%以内	
臨時砂防施設整備特別対策事業費	881,000	10%以内	
災害関連事業費	100,000	10%以内	
直轄海岸事業費	143,000	10%以内	
海岸保全事業費	1,834,000	10%以内	
臨時海岸保全施設整備特別対策事業費	847,000	10%以内	
公営住宅建設費	5,250,000	10%以内	
臨時土地区画整理特別対策事業費	9,000	10%以内	
街路事業費	11,121,000	10%以内	
臨時街路整備特別対策事業費	2,421,000	10%以内	
都市公園費	1,609,000	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
下水道費	784,000	10%以内	
警察施設整備費	1,389,000	10%以内	
交通安全施設整備費	809,000	10%以内	
北見体育センター施設整備費	138,000	10%以内	
高等学校施設整備費	7,121,000	10%以内	
特殊学校施設整備費	1,684,000	10%以内	
情報処理教育設備整備費	149,000	10%以内	
耕地災害復旧費	9,000	10%以内	
水産災害復旧費	1,000	10%以内	
漁港災害復旧費	49,000	10%以内	
林道災害復旧費	11,000	10%以内	
治山災害復旧費	611,000	10%以内	
土木災害復旧費	695,000	10%以内	
借換債	91,270,000	10%以内	
住民税等減税補てん債	8,500,000	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金につい	

		て、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
臨時財政対策債	142,000,000	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
合　　計	470,475,000	

平成15年度北海道札幌医科大学医学部附属病院特別会計予算

平成15年度北海道札幌医科大学医学部附属病院特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,705,096千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表地方債」による。

（一時借入金）

第３条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,800,000千円と定める。

第１表

歳入歳出予算

歳　　入

（単位　千円）

款	項	金額
1 使用料及び手数料		16,298,803
	1 使用料	16,223,950
	2 手数料	74,853
2 国庫支出金		66,797
	1 国庫補助金	66,797
3 財産収入		100
	1 財産売払収入	100
4 繰入金		4,533,669
	1 一般会計繰入金	4,533,669
5 繰越金		200,000
	1 繰越金	200,000
6 諸収入		205,727
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預金利子	2,000
	3 受託事業収入	137,542
	4 雑入	66,184
7 道債		400,000
	1 道債	400,000
歳入合計		21,705,096

歳　　出

（単位　千円）

款	項	金額
1 病院費		19,912,811
	1 病院管理費	10,114,685
	2 病院事業費	9,798,126
2 公債費		1,781,847
	1 公債費	1,781,847
3 諸支出金		10,438
	1 繰出金	10,438
歳出合計		21,705,096

第２表

地　方　債

（単位　千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
札幌医科大学医学部附属病院費	400,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成15年度北海道公債管理特別会計予算

平成15年度北海道公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ109,207,278千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

第１表

歳入歳出予算

歳入

（単位　千円）

款	項	金額
１　財産収入		523,355
	１　財産運用収入	523,355
２　繰入金		108,683,923
	１　一般会計繰入金	89,306,701
	２　基金繰入金	19,377,222
歳入合計		109,207,278

歳出

（単位　千円）

款	項	金額
１　公債費		109,207,278
	１　公債費	109,207,278
歳出合計		109,207,278

平成15年度北海道小児総合保健センター事業特別会計予算

平成15年度北海道小児総合保健センター事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,518,156千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入の最高額は、130,000千円と定める。

第１表

歳入歳出予算

歳入

（単位　千円）

款	項	金額
１　使用料及び手数料		1,902,138
	１　使用料	1,901,008
	２　手数料	1,130
２　繰入金		1,574,899
	１　一般会計繰入金	1,574,899
３　繰越金		40,000
	１　繰越金	40,000
４　諸収入		1,119
	１　預金利子	150
	２　雑入	969
歳入合計		3,518,156

歳出

（単位　千円）

款	項	金額
１　センター費		3,085,396
	１　センター管理費	2,009,374
	２　センター事業費	1,076,022
２　公債費		186,266
	１　公債費	186,266
３　諸支出金		246,494

1	繰出金	246,494
歳出合計		3,518,156

平成15年度北海道母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成15年度北海道母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,166,782千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表地方債」による。

（一時借入金）

第３条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

第１表

歳入歳出予算

歳入

（単位　千円）

款	項	金額
1 繰入金		116,332
	1 一般会計繰入金	116,332
2 繰越金		10
	1 繰越金	10
3 諸収入		819,776
	1 預金利子	759
	2 貸付金収入	722,766
	3 雑入	96,251
4 道債		230,664
	1 道債	230,664
歳入合計		1,166,782

歳出

（単位　千円）

款	項	金額
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費		1,166,782
	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	1,166,782
歳出合計		1,166,782

第２表

地方債

（単位　千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉資金貸付事業費	230,664	国庫からの借入れによる。	0	母子及び寡婦福祉法の定めるところによる。

平成15年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計予算

平成15年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ393,000千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

第１表

歳入歳出予算

歳入

（単位　千円）

款	項	金額
1 財産収入		70,000
	1 財産運用収入	2,000
	2 財産売払収入	68,000
2 繰入金		970
	1 基金繰入金	970
3 諸収入		322,030
	1 一般会計借入金	322,030
歳入合計		393,000

歳出

（単位　千円）

款	項	金額

1 公債費		393,000
	1 公債費	393,000
歳出合計		393,000

平成15年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計予算

平成15年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,778,531千円と定める。

2　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条　地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

（一時借入金）

第3条　地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第1表

歳入歳出予算

歳入

（単位　千円）

款	項	金額
1 繰入金		263,248
	1 一般会計繰入金	263,248
2 繰越金		69,232
	1 繰越金	69,232
3 諸収入		3,914,496
	1 預金利子	42
	2 貸付金収入	3,622,101
	3 雑入	292,353
4 道債		531,555
	1 道債	531,555
歳入合計		4,778,531

歳出

（単位　千円）

款	項	金額
1 中小企業近代化資金貸付事業費		1,404,679
	1 中小企業近代化資金貸付事業費	1,404,679
2 公債費		2,485,913
	1 公債費	2,485,913
3 諸支出金		887,939
	1 繰出金	887,939
歳出合計		4,778,531

第2表

地方債

（単位　千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業近代化資金貸付事業費	531,555	中小企業総合事業団からの借入れによる。	1.55%以内	据置期間を含め20年以内において、半年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成15年度北海道農業改良資金貸付事業特別会計予算

平成15年度北海道農業改良資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,962,379千円と定める。

2　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条　地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

（一時借入金）

第3条　地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、308,000千円と定める。

第1表

歳入歳出予算

歳入

（単位　千円）

款	項	金額
1 繰入金		249,209
	1 一般会計繰入金	249,209
2 繰越金		130,838
	1 繰越金	130,838
3 諸収入		2,132,235
	1 預金利子	14
	2 貸付金収入	2,132,107
	3 雑入	114
4 道債		450,097
	1 道債	450,097
歳入合計		2,962,379

歳出

（単位　千円）

款	項	金額
1 農業改良資金貸付事業費		823,823
	1 農業改良資金貸付事業費	823,823
2 就農支援資金貸付事業費		696,337
	1 就農支援資金貸付事業費	696,337
3 公債費		961,479
	1 公債費	961,479
4 諸支出金		480,740
	1 繰出金	480,740
歳出合計		2,962,379

第２表

地方債

（単位　千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金貸付事業費	450,097	国庫からの借入れによる。	0	据置期間を含め21年以内において、貸付対象者からの償還金を青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の定めるところにより毎年２回国に対し償還する。

平成15年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算

平成15年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ178,027千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

第１表

歳入歳出予算

歳入

（単位　千円）

款	項	金額
1 繰入金		2,997
	1 一般会計繰入金	2,997
2 繰越金		132,330
	1 繰越金	132,330
3 諸収入		42,700
	1 預金利子	10
	2 貸付金収入	42,680
	3 雑入	10
歳入合計		178,027

歳出

（単位　千円）

款	項	金額
1 沿岸漁業改善資金貸付事業費		178,027
	1 沿岸漁業改善資金貸付事業費	178,027
歳出合計		178,027

平成15年度北海道林業改善資金貸付事業特別会計予算

平成15年度北海道林業改善資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ229,548千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

第１表

歳入歳出予算

歳入

（単位　千円）

款	項	金額
１　繰入金		4,508
	１　一般会計繰入金	4,508
２　繰越金		140,030
	１　繰越金	140,030
３　諸収入		85,010
	１　預金利子	1
	２　貸付金収入	85,000
	３　雑入	9
歳入合計		229,548

歳出

（単位　千円）

款	項	金額
１　林業改善資金貸付事業費		229,548
	１　林業改善資金貸付事業費	229,548
歳出合計		229,548

平成15年度北海道公共下水道事業特別会計予算

平成15年度北海道公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,033,263千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、700,000千円と定める。

第１表

歳入歳出予算

歳入

（単位　千円）

款	項	金額
１　使用料及び手数料		221,496
	１　使用料	221,496
２　繰入金		143,037
	１　一般会計繰入金	143,037
３　繰越金		100
	１　繰越金	100
４　諸収入		668,630
	１　延滞金、加算金及び過料	10
	２　預金利子	37
	３　一般会計借入金	601,190
	４　雑入	67,393
歳入合計		1,033,263

歳出

（単位　千円）

款	項	金額
１　公共下水道事業費		228,025
	１　公共下水道事業費	228,025
２　公債費		800,673
	１　公債費	800,673
３　諸支出金		4,565
	１　繰出金	4,465
	２　諸費	100
歳出合計		1,033,263

平成15年度北海道流域下水道事業特別会計予算

平成15年度北海道流域下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,331,209千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表債務負担行為」による。

（地方債）

第３条　地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表地方債」による。

（一時借入金）

第４条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,500,000千円と定める。

第１表

歳入歳出予算

歳入

（単位　千円）

款	項	金額
１　分担金及び負担金		907,004
	１　負担金	907,004
２　国庫支出金		3,168,000
	１　国庫補助金	3,168,000
３　繰入金		2,577,270
	１　一般会計繰入金	2,577,270
４　繰越金		100
	１　繰越金	100
５　諸収入		11,835
	１　預金利子	480
	２　雑入	11,355
６　道債		667,000
	１　道債	667,000
歳入合計		7,331,209

歳出

（単位　千円）

款	項	金額
１　流域下水道事業費		4,970,961
	１　流域下水道事業費	4,970,961
２　公債費		2,333,485
	１　公債費	2,333,485
３　諸支出金		26,763
	１　繰出金	25,763
	２　諸費	1,000
歳出合計		7,331,209

第２表

債務負担行為

（単位　千円）

事項	期間	限度額
平成15年度流域下水道事業に関する債務負担行為	平成15年度から平成16年度まで	1,714,000

第３表

地方債

（単位　千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道費	667,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成15年度北海道地方競馬特別会計予算

平成15年度北海道地方競馬特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,366,196千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,800,000千円と定める。

第１表

歳入歳出予算

歳入

（単位　千円）

款	項	金額
1 使用料及び手数料		6,570
	1 手数料	6,570
2 財産収入		1,942
	1 財産運用収入	1,942
3 寄附金		55,000
	1 寄附金	55,000
4 繰越金		10
	1 繰越金	10
5 諸収入		14,302,674
	1 預金利子	100
	2 収益事業収入	11,132,542
	3 一般会計借入金	1,608,937
	4 雑入	1,561,095
歳入合計		14,366,196

歳出

（単位　千円）

款	項	金額
1 競馬費		14,232,954
	1 競馬総務費	104,214
	2 競馬開催費	14,128,740
2 諸支出金		133,242
	1 繰出金	15,485
	2 納付金	117,757
歳出合計		14,366,196

平成15年度北海道病院事業会計予算

（総　則）

第１条　平成15年度北海道病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病院数	９病院
(2) 病床数	1,480床
(3) 年間取扱延患者数	
入院	355,386人
外来	636,648人
(4) 一日平均患者数	
入院	971人
外来	2,588人
(5) 主要な建設改良事業	
病院建設事業	411,947千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 病院事業収益	19,118,583千円
第1項 医業収益	13,682,005千円
第2項 医業外収益	5,427,578千円
第3項 特別利益	9,000千円

支出

第1款 病院事業費用	21,036,529千円
第1項 医業費用	20,261,743千円
第2項 医業外費用	765,408千円
第3項 特別損失	9,378千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 資本的収入	2,285,526千円
第1項 企業債	695,000千円
第2項 長期借入金	408,877千円
第3項 他会計負担金	1,181,649千円

支出

第1款 資本的支出	2,285,526千円
第1項 建設改良費	977,506千円
第2項 企業債償還金	1,308,020千円

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
平成15年度建設に係る羽幌病院の工事請負に関する債務負担行為	平成15年度から平成16年度まで	3,838,493千円

（企業債）

第６条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
病院建設事業	695,000	総務省、財務省その他からの借入れによる。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

（一時借入金）

第７条　一時借入金の限度額は、1,900,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第８条　次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

⑴　職員給与費	10,515,601千円
⑵　交際費	140千円

（たな卸資産購入限度額）

第９条　たな卸資産の購入限度額は、3,807,681千円と定める。

平成15年度北海道電気事業会計予算

（総　則）

第１条　平成15年度北海道電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

⑴　年間販売電力量	284,908,000キロワット時
⑵　主要な建設改良事業	
鷹泊ダム改修事業	197,628千円
シューパロ発電所建設事業	84,438千円
発電中央制御機器改良事業	11,680千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	
第１款　電気事業収益	3,736,975千円
第１項　営業収益	3,702,433千円
第２項　財務収益	20,251千円
第３項　営業外収益	14,291千円
支出	
第１款　電気事業費用	3,369,391千円
第１項　営業費用	2,179,944千円
第２項　財務費用	1,043,198千円
第３項　営業外費用	146,248千円
第４項　特別損失	1千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,375,558千円は、過年度分損益勘定留保資金945,771千円、当年度分損益勘定留保資金309,629千円、中小水力発電開発改良積立金102,518千円及び当年度資本的収支調整額17,640千円で補てんするものとする。）。

収入	
第１款　資本的収入	201,853千円
第１項　企業債	190,000千円
第２項　補助金	6,438千円
第３項　負担金	5,415千円
支出	
第１款　資本的支出	1,577,411千円
第１項　建設改良費	436,285千円
第２項　企業債償還金	1,141,126千円

（企業債）

第５条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
鷹泊ダム改修事業	190,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができ

る。

（一時借入金）

第６条　一時借入金の限度額は、180,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第７条　次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

⑴　職員給与費	657,451千円
⑵　交際費	600千円

平成15年度北海道工業用水道事業会計予算

（総　則）

第１条　平成15年度北海道工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

⑴　給水事業所数	66箇所
⑵　年間総給水量	85,825,351立方メートル
⑶　一日平均給水量	233,221立方メートル
⑷　主要な建設改良事業	
苫小牧東部地区第一工業用水道建設事業	836,178千円
石狩湾新港地域工業用水道建設事業	57,925千円
室蘭地区工業用水道改修事業	300,810千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業資金に充てるため、一般会計から長期借入金248,114千円を借り入れる。

収　入

第１款　工業用水道事業収益	1,653,614千円
第１項　営業収益	1,652,446千円
第２項　営業外収益	1,168千円

支　出

第１款　工業用水道事業費用	2,020,642千円
第１項　営業費用	1,599,607千円
第２項　営業外費用	420,969千円
第３項　特別損失	66千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額581,072千円は、過年度分損益勘定留保資金330,950千円、当年度分損益勘定留保資金222,193千円及び当年度資本的収支調整額27,929千円で補てんするものとする。）。

収　入

第１款　資本的収入	1,911,700千円
第１項　補助金	52,600千円
第２項　他会計からの出資金	62,770千円
第３項　他会計からの長期借入金	1,796,330千円

支　出

第１款　資本的支出	2,492,772千円
第１項　建設改良費	1,308,360千円
第２項　企業債償還金	1,184,412千円

（一時借入金）

第５条　一時借入金の限度額は、770,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第６条　次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

⑴　職員給与費	384,857千円
⑵　交際費	400千円

公　告

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成15年３月７日

北海道知事　堀　　達　也

１　業務概要

⑴　業務名	ホッカイドウ競馬魅力アップ業務
⑵　業務内容	ホッカイドウ競馬のイメージアップとファンの拡大につながる業務を委託する。
⑶　契約期間	契約締結日から平成15年10月30日まで（ホッカイドウ競馬開催日の

84日間）
⑷　業務施行場所　　札幌競馬場内（一部旭川競馬場内及び門別競馬場内）
2　参加資格及び選定基準
⑴　企画提案書の提出者に要求する資格
ア　経営状況、経営規模において契約の履行に支障がないこと。
イ　道内に事業拠点を有すること。
ウ　過去３年間において、イベント等接客に関する業務の実績を有すること。
⑵　選定基準
ア　業務処理能力
業務実施体制等
イ　新規雇用の考え方
新規雇用数、雇用期間及び新たな就業の可能性等
ウ　業務処理の考え方等
案内業務方針等
3　手続等
⑴　担当部局
郵便番号 060－8588　札幌市中央区北３条西６丁目
北海道農政部農政課
電話番号 011－231－4111　内線 27－138
ファクシミリ 011－232－4126
⑵　企画提案に係る説明書の配付期間、場所及び方法
平成15年３月７日（金）から12日（水）まで（土曜日及び日曜日は除く。配付時間は午前９時から午後５時まで）
配付場所は、３の⑴に同じ。
直接配付する（郵送はしない。）。
⑶　参加表明書の提出期限、場所及び方法
平成15年３月13日（木）午後５時まで
提出場所は、３の⑴に同じ。
提出方法は、持参による。
⑷　企画提案書の提出期限、場所及び方法
平成15年３月19日（水）午後５時まで
提出場所は、３の⑴に同じ。
提出方法は、持参による。
4　その他
⑴　契約書作成の要否
要
⑵　関連情報を入手するための照会先
３の⑴に同じ。
⑶　その他
企画提案書に関するヒアリングを行う。
詳細は、企画提案に係る説明書による。

支　庁　告　示

北海道網走支庁告示第８号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年３月７日

北海道網走支庁長　太　田　敏　夫

1	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	網走市桂町４丁目７－11（第２工区）
2	開発許可を受けた者の住所及び氏名	網走市桂町４丁目１番７号 医療法人明生会　理事長　橋本　政明
3	開発許可年月日及び番号	平成14年６月４日　網建指第14－５号

北海道釧路支庁告示第１号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年３月７日

北海道釧路支庁長　北　　勝　利

1	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	釧路郡釧路町木場２丁目１番２、１番３、１番７、１番８、１番９、２番１のうち
2	開発許可を受けた者の住所及び氏名	札幌市厚別区厚別中央３条２丁目１番41号 ホーマック株式会社 代表取締役社長　前田　勝敏
3	開発許可年月日及び番号	平成14年７月26日　釧建指第14－２号

道立江差病院告示

北海道立江差病院告示第４号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５第１項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年３月７日

北海道立江差病院長　鈴　木　　隆

1　資格及び調達をする物品等の種類

平成15年度上期において北海道立江差病院が締結しようとする⑴に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、⑵に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、⑶に定めるものとする。

⑴　契　　約　平成15年３月７日に一般競争入札の公告を行う北海道立江差病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務を含む。）契約

⑵　資　　格　北海道立江差病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務を含む。）の資格（以下「資格」という。）

⑶　物品等の種類　北海道立江差病院の患者等の寝具類

2　資　格　要　件

次のいずれにも該当すること。

⑴　政令第167条の４第１項に規定する者でないこと。

⑵　政令第167条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

⑶　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑷　平成15年２月１日現在において引き続き２年以上寝具類の賃貸及び洗濯事業を営んでいること。

⑸　医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第９条の14に規定する基準に適合している者であること。

⑹　北海道立江差病院の患者等の寝具類を北海道立江差病院長が指定する日時及び場所に確実に納入できること。

⑺　天災等により一時的にその業務の遂行が困難となる事態に備え、⑸に該当する者を業務の代行者として確保できること。

3　資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第３条第１項第７号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、２の⑷に掲げる資格要件は、適用しない。

⑴　経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

⑵　中小企業等協同組合法第３条第４号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4　資格審査の申請の時期及び方法

⑴　申請の時期　資格審査の申請は、平成15年３月７日から14日までの間にしなければならない。

⑵　申請の方法　資格審査の申請は、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

提出先の名称及び所在地

北海道立江差病院庶務課　北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地

5　資格審査の再申請

⑴　再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア　資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ　中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ　企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

⑵　再申請の方法

再申請しようとする者は、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6　資格の有効期間及び当該期間の更新手続

⑴　資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から１の⑴に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

⑵　有効期間の更新

資格は、１の⑴に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7　資　格　の　喪　失

資格を有する者が、次のいずれかに該当することとなったときは資格を失う。

⑴　２に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

⑵　資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道立江差病院告示第５号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年３月７日

北海道立江差病院長　鈴　木　　隆

1　入札に付する事項

⑴　調達をする物品等の名称及び数量

ア　調達をする物品等の名称

北海道立江差病院の患者等の寝具の借入れに係る１組１日当たりの単価及び北海道立江差病院の患者等の病衣の借入れに係る１組１日当たりの単価

イ　数量

調達予定数量　　寝具延べ　29,280組

病衣延べ　22,546組

⑵　調達をする物品等の仕様等　　入札説明書による。

⑶　契　約　期　間　　平成15年４月１日から９月30日まで

⑷　納　入　場　所　　北海道立江差病院

2　入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道立江差病院告示第４号に規定する北海道立江差病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務等を含む。）の資格を有すること。

3　契約条項を示す場所

北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地　北海道立江差病院庶務課

4　入札執行の場所及び日時

⑴　入　札　場　所　　北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地　北海道立江差病院（郵送による場合は、郵便番号 043－0022　北海道立江差病院庶務課）

⑵　入　札　日　時　　平成15年３月19日　午後２時（郵送による場合は、必着）

⑶　開　札　場　所　　⑴に同じ。

⑷　開　札　日　時　　⑵に同じ。

5　入　札　保　証　金

入札保証金は、免除する。

6　郵便等による入札

⑴　郵便による入札を認める。ただし、再度入札は認めない。

⑵　電報による入札は認めない。

7　電子入札の可否

否

8　入札説明書の交付に関する事項

⑴　交　付　場　所　　北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地
北海道立江差病院庶務課

⑵　交　付　方　法　　⑴の場所で交付する。

9　落札者の決定方法

有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209号第１項の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、すべての入札金額（単価）が最低の価格であるものを落札者とする。

10　契約書作成の要否

要

11　そ　　の　　他

⑴　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

⑵　入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

⑶　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　　北海道立江差病院庶務課

イ　所　在　地　　郵便番号 043－0022　北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地
電話番号 01395－２－0036

⑷　この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

⑸　この入札の執行は、公開する。

⑹　詳細は、入札説明書による。

道立寿都病院告示

北海道立寿都病院告示第５号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５第１項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年３月７日

北海道立寿都病院長　安　達　博　昭

1　資格及び調達をする物品等の種類

平成15年度上期において北海道立寿都病院が締結しようとする⑴に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、⑵に定めるものとし、当該契約により調達をす

る物品等の種類は、⑶に定めるものとする。
⑴　契　　約　　平成15年３月７日に一般競争入札の公告を行う北海道立寿都病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務を含む。）契約
⑵　資　　格　　北海道立寿都病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務を含む。）の資格（以下「資格」という。）
⑶　物品等の種類　　北海道立寿都病院の患者等の寝具類
2　資　格　要　件
次のいずれにも該当すること。
⑴　政令第167条の４第１項に規定する者でないこと。
⑵　政令第167条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
⑶　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
⑷　平成15年２月１日現在において引き続き２年以上寝具類の賃貸及び洗濯事業を営んでいること。
⑸　医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第９条の14に規定する基準に適合している者であること。
⑹　北海道立寿都病院の患者等の寝具類を北海道立寿都病院長が指定する日時及び場所に確実に納入できること。
⑺　天災等により一時的にその業務の遂行が困難となる事態に備え、⑸に該当する者を業務の代行者として確保できること。
3　資格要件の特例
中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第３条第１項第７号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、２の⑷に掲げる資格要件は、適用しない。
⑴　経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
⑵　中小企業等協同組合法第３条第４号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。
4　資格審査の申請の時期及び方法
⑴　申請の時期　　資格審査の申請は、平成15年３月７日から13日までの間にしなければならない。
⑵　申請の方法　　資格審査の申請は、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
提出先の名称及び所在地
北海道立寿都病院庶務課　北海道寿都郡寿都町字新栄町166番地
5　資格審査の再申請
⑴　再申請の事由
次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。
ア　資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
イ　中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
ウ　企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの
⑵　再申請の方法
再申請しようとする者は、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
6　資格の有効期間及び当該期間の更新手続
⑴　資格の有効期間
資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から１の⑴に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
⑵　有効期間の更新
資格は、１の⑴に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。
7　資　格　の　喪　失
資格を有する者が、次のいずれかに該当することとなったときは資格を失う。
⑴　２に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
⑵　資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道立寿都病院告示第６号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成15年３月７日
北海道立寿都病院長　安　達　博　昭
1　入札に付する事項
⑴　調達をする物品等の名称及び数量
ア　調達をする物品等の名称
北海道立寿都病院の患者等の寝具の借入れに係る１組１日当たりの単価及び北海道立寿都病院の患者等の病衣の借入れに係る１組１日当たりの単価
イ　数量

調達予定数量　寝具延べ　2,928組
病衣延べ　2,401組
(2) 調達をする物品等の仕様等　入札説明書による。
(3) 契約期間　平成15年４月１日から９月30日まで
(4) 納入場所　北海道立寿都病院
2　入札に参加する者に必要な資格
平成15年北海道立寿都病院告示第５号に規定する北海道立寿都病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務を含む。）の資格を有すること。
3　契約条項を示す場所
北海道寿都郡寿都町字新栄町166番地　北海道立寿都病院庶務課
4　入札執行の場所及び日時
(1) 入札場所　北海道寿都郡寿都町字新栄町166番地　北海道立寿都病院（郵送による場合は、郵便番号 048－0401　北海道立寿都病院庶務課）
(2) 入札日時　平成15年３月18日　午後２時（郵送による場合は、必着）
(3) 開札場所　(1)に同じ。
(4) 開札日時　(2)に同じ。
5　入札保証金
入札保証金は、免除する。
6　郵便等による入札
(1) 郵便による入札を認める。ただし、再度入札は認めない。
(2) 電報による入札は認めない。
7　電子入札の可否
否
8　入札説明書の交付に関する事項
(1) 交付場所　北海道寿都郡寿都町字新栄町166番地　北海道立寿都病院庶務課
(2) 交付方法　(1)の場所で交付する。
9　落札者の決定方法
有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209号第１項の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、すべての入札金額（単価）が最低の価格であるものを落札者とする。
10　契約書作成の要否
要
11　その他
(1) 開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。
(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア　名称　北海道立寿都病院庶務課
イ　所在地　郵便番号 048－0401　北海道立寿都郡寿都町字新栄町166番地
電話番号 0136－62－2411
(4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
(5) この入札の執行は、公開する。
(6) 詳細は、入札説明書による。

道立紋別病院告示

北海道立紋別病院告示第４号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５第１項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。
平成15年３月７日
北海道立紋別病院長　及川郁雄
1　資格及び調達をする物品等の種類
平成15年度上期において北海道立紋別病院が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、(3)に定めるものとする。
(1) 契約　平成15年３月７日に一般競争入札の公告を行う北海道立紋別病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務を含む。）契約
(2) 資格　北海道立紋別病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務を含む。）の資格（以下「資格」という。）
(3) 物品等の種類　北海道立紋別病院の患者等の寝具類
2　資格要件
次のいずれにも該当すること。
(1) 政令第167条の４第１項に規定する者でないこと。

⑵　政令第167条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
⑶　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
⑷　平成15年２月１日現在において引き続き２年以上寝具類の賃貸及び洗濯事業を営んでいること。
⑸　医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第９条の14に規定する基準に適合している者であること。
⑹　北海道立紋別病院の患者等の寝具類を北海道立紋別病院長が指定する日時及び場所に確実に納入できること。
⑺　天災等により一時的にその業務の遂行が困難となる事態に備え、⑸に該当する者を業務の代行者として確保できること。

3　資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第３条第１項第７号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、２の⑷に掲げる資格要件は、適用しない。

⑴　経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
⑵　中小企業等協同組合法第３条第４号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4　資格審査の申請の時期及び方法

⑴　申請の時期　資格審査の申請は、平成15年３月７日から14日までの間にしなければならない。
⑵　申請の方法　資格審査の申請は、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

提出先の名称及び所在地
北海道立紋別病院庶務課　北海道紋別市緑町５丁目６番８号

5　資格審査の再申請

⑴　再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア　資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
イ　中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
ウ　企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

⑵　再申請の方法

再申請しようとする者は、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6　資格の有効期間及び当該期間の更新手続

⑴　資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から１の⑴に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

⑵　有効期間の更新

資格は、１の⑴に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7　資格の喪失

資格を有する者が、次のいずれかに該当することとなったときは資格を失う。

⑴　２に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
⑵　資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道立紋別病院告示第５号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年３月７日

北海道立紋別病院長　及　川　郁　雄

1　入札に付する事項

⑴　調達をする物品等の名称及び数量

ア　調達をする物品等の名称

北海道立紋別病院の患者等の寝具の借入れに係る１組１日当たりの単価及び北海道立紋別病院の患者等の病衣の借入れに係る１組１日当たりの単価

イ　数量

調達予定数量　寝具延べ　33,489組
病衣延べ　11,386組

⑵　調達をする物品等の仕様等　入札説明書による。
⑶　契約期間　平成15年４月１日から９月30日まで
⑷　納入場所　北海道立紋別病院

2　入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道立紋別病院告示第４号に規定する北海道立紋別病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務等を含む。）の資格を有すること。

3　契約条項を示す場所

北海道紋別市緑町５丁目６番８号　北海道立紋別病院庶務課

4　入札執行の場所及び日時

⑴　入　札　場　所　　北海道紋別市緑町５丁目６番８号　北海道立紋別病院　別棟会議室（郵送による場合は、郵便番号 094－8709　北海道立紋別病院庶務課）

⑵　入　札　日　時　　平成15年３月18日　午後１時30分（郵送による場合は、必着）

⑶　開　札　場　所　　⑴に同じ。

⑷　開　札　日　時　　⑵に同じ。

5　入　札　保　証　金

入札保証金は、免除する。

6　郵便等による入札

⑴　郵便による入札を認める。ただし、再度入札は認めない。

⑵　電報による入札は認めない。

7　電子入札の可否

否

8　入札説明書の交付に関する事項

⑴　交　付　場　所　　北海道紋別市緑町５丁目６番８号　北海道立紋別病院庶務課

⑵　交　付　方　法　　⑴の場所で交付する。

9　落札者の決定方法

有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209号第１項の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、すべての入札金額（単価）が最低の価格であるものを落札者とする。

10　契約書作成の要否

要

11　そ　　の　　他

⑴　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

⑵　入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

⑶　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　　北海道立紋別病院庶務課

イ　所　在　地　　郵便番号 094－8709　北海道紋別市緑町５丁目６番８号
電話番号 01582－４－3111

⑷　この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

⑸　この入札の執行は、公開する。

⑹　詳細は、入札説明書による。

道立北見病院告示

北海道立北見病院告示第５号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条５第１項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年３月７日

北海道立北見病院長　山　口　　保

1　資格及び調達をする物品等の種類

平成15年度上期において北海道立北見病院が締結しようとする⑴に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、⑵に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、⑶に定めるものとする。

⑴　契　　約　　平成15年３月７日に一般競争入札の公告を行う北海道立北見病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務を含む。）契約

⑵　資　　格　　北海道立北見病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務を含む。）の資格（以下「資格」という。）

⑶　物品等の種類　　北海道立北見病院の患者等の寝具類

2　資　格　要　件

次のいずれにも該当すること。

⑴　政令第167条の４第１項に規定する者でないこと。

⑵　政令第167条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

⑶　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑷　平成15年２月１日現在において引き続き２年以上寝具類の賃貸及び洗濯事業を営んでいること。

⑸　医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第９条の14に規定する基準に適合している者であること。

⑹　北海道立北見病院の患者等の寝具類を北海道立北見病院長が指定する日時及び場所に確実に納入できること。

⑺　天災等により一時的にその業務の遂行が困難となる事態に備え、⑸に該当する者を業務の代行者として確保できること。

3　資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第３条第１項第７号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、２の⑷に掲げる資格要件は、適用しない。

⑴　経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

⑵　中小企業等協同組合法第３条第４号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4　資格審査の申請の時期及び方法

⑴　申請の時期　資格審査の申請は、平成15年３月７日から13日までの間にしなければならない。

⑵　申請の方法　資格審査の申請は、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

提出先の名称及び所在地

北海道立北見病院庶務課　北海道北見市高栄西町１丁目１番２号

5　資格審査の再申請

⑴　再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア　資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ　中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ　企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

⑵　再申請の方法

再申請しようとする者は、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6　資格の有効期間及び当該期間の更新手続

⑴　資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から１の⑴に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

⑵　有効期間の更新

資格は、１の⑴に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7　資格の喪失

資格を有する者が、次のいずれかに該当することとなったときは資格を失う。

⑴　２に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

⑵　資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道立北見病院告示第６号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年３月７日

北海道立北見病院長　山　口　　保

1　入札に付する事項

⑴　調達をする物品等の名称及び数量

ア　調達をする物品等の名称

北海道立北見病院の患者等の寝具の借入れに係る１組１日当たりの単価及び北海道立北見病院の患者等の病衣の借入れに係る１組１日当たりの単価

イ　数量

調達予定数量　寝具延べ　17,751組

病衣延べ　13,136組

⑵　調達をする物品等の仕様等　入札説明書による。

⑶　契約期間　平成15年４月１日から９月30日まで

⑷　納入場所　北海道立北見病院

2　入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道立北見病院告示第５号に規定する北海道立北見病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務を含む。）の資格を有すること。

3　契約条項を示す場所

北海道北見市高栄西町１丁目１番２号　北海道立北見病院庶務課

4　入札執行の場所及び日時

⑴　入札場所　北海道北見市高栄西町１丁目１番２号　北海道立北見病院会議室（郵送による場合は、郵便番号 090－0058　北海道立北見病院庶務課）

⑵　入札日時　平成15年３月17日　午後４時（郵送による場合は、必着）

⑶　開札場所　⑴に同じ。

⑷　開札日時　⑵に同じ。

5　入札保証金

入札保証金は、免除する。

6　郵便等による入札

⑴　郵便による入札を認める。ただし、再度入札は認めない。

⑵　電報による入札は認めない。

7　電子入札の可否

否

8　入札説明書の交付に関する事項

⑴　交付場所　北海道北見市高栄西町１丁目１番２号　北海道立北見病院庶務課

⑵　交付方法　⑴の場所で交付する。

9　落札者の決定方法

有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209号第１項の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、すべての入札金額（単価）が最低の価格であるものを落札者とする。

10　契約書作成の要否

要

11　その他

⑴　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

⑵　入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

⑶　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名称　北海道立北見病院庶務課

イ　所在地　郵便番号 090－0058　北海道北見市高栄西町１丁目１番２号

電話番号 0157－24－6261

⑷　この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

⑸　この入札の執行は、公開する。

⑹　詳細は、入札説明書による。

道立羽幌病院告示

北海道立羽幌病院告示第３号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５第１項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年３月７日

北海道立羽幌病院長　佐藤　卓

1　資格及び調達をする物品等の種類

平成15年度上期において北海道立羽幌病院が締結しようとする⑴に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、⑵に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、⑶に定めるものとする。

⑴　契約　平成15年３月７日に一般競争入札の公告を行う北海道立羽幌病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務等を含む。）契約

⑵　資格　北海道立羽幌病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務等を含む。）の資格（以下「資格」という。）

⑶　物品等の種類　北海道立羽幌病院の患者等の寝具類

2　資格要件

次のいずれにも該当すること。

⑴　政令第167条の４第１項に規定する者でないこと。

⑵　政令第167条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

⑶　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑷　平成15年２月１日現在において引き続き２年以上寝具類の賃貸及び洗濯事業を営んでいること。

⑸　医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第９条の14に規定する基準に適合している者であること。

⑹　北海道立羽幌病院の患者等の寝具類を北海道立羽幌病院長が指定する日時及び場所に確実に納入できること。

⑺　天災等により一時的にその業務の遂行が困難となる事態に備え、⑸に該当する者を業務の代行者として確保できること。

3　資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第３条第１項第７号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、２の⑷に掲げる資格要件は、適用しない。

⑴　経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
⑵　中小企業等協同組合法第３条第４号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4　資格審査の申請の時期及び方法
⑴　申請の時期　資格審査の申請は、平成15年３月７日から14日までの間にしなければならない。
⑵　申請の方法　資格審査の申請は、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
提出先の名称及び所在地
北海道立羽幌病院庶務課　北海道苫前郡羽幌町栄町94番地

5　資格審査の再申請
⑴　再申請の事由
次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。
ア　資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
イ　中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
ウ　企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの
⑵　再申請の方法
再申請しようとする者は、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6　資格の有効期間及び当該期間の更新手続
⑴　資格の有効期間
資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から１の⑴に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
⑵　有効期間の更新
資格は１の⑴に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7　資格の喪失
資格を有する者が、次のいずれかに該当することとなったときは資格を失う。
⑴　２に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
⑵　資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道立羽幌病院告示第４号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成15年３月７日

北海道立羽幌病院長　佐　藤　　卓

1　入札に付する事項
⑴　調達をする物品等の名称及び数量
ア　調達をする物品等の名称
北海道立羽幌病院の患者等の寝具の借入れに係る１組１日当たりの単価及び北海道立羽幌病院の患者等の病衣の借入れに係る１組１日当たりの単価
イ　数量
調達予定数量　寝具延べ　14,457組
病衣延べ　7,518組
⑵　調達をする物品等の仕様等　入札説明書による。
⑶　契約期間　平成15年４月１日から９月30日まで
⑷　納入場所　北海道立羽幌病院

2　入札に参加する者に必要な資格
平成15年北海道立羽幌病院告示第３号に規定する北海道立羽幌病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務等を含む。）の資格を有すること。

3　契約条項を示す場所
北海道苫前郡羽幌町栄町94番地　北海道立羽幌病院庶務課

4　入札執行の場所及び日時
⑴　入札場所　北海道苫前郡羽幌町栄町94番地　北海道立羽幌病院１階会議室（郵送による場合は、郵便番号 078－4197　北海道立羽幌病院庶務課）
⑵　入札日時　平成15年３月18日　午後２時（郵送による場合は、必着）
⑶　開札場所　⑴に同じ。
⑷　開札日時　⑵に同じ。

5　入札保証金
入札保証金は、免除する。

6　郵便等による入札
⑴　郵便による入札を認める。ただし、再度入札は認めない。
⑵　電報による入札は認めない。

7　電子入札の可否
否

8　入札説明書の交付に関する事項
⑴　交付場所　北海道苫前郡羽幌町栄町94番地　北海道立羽幌病院庶務課

⑵　交　付　方　法　　⑴の場所で交付する。

9　落札者の決定方法

有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209条第１項の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、すべての入札金額（単価）が最低の価格であるものを落札者とする。

10　契約書作成の要否

要

11　そ　　の　　他

⑴　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

⑵　入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

⑶　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　　北海道立羽幌病院庶務課

イ　所　在　地　　郵便番号 078－4197　北海道苫前郡羽幌町栄町94番地

電話番号 01646－２－1276

⑷　この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

⑸　この入札の執行は、公開とする。

⑹　詳細は、入札説明書による。

道立釧路病院告示

北海道立釧路病院告示第５号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５第１項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年３月７日

北海道立釧路病院長　山　口　　保

1　資格及び調達をする物品等の種類

平成15年度上期において北海道立釧路病院が締結しようとする⑴に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、⑵に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、⑶に定めるものとする。

⑴　契　　約　　平成15年３月７日に一般競争入札の公告を行う北海道立釧路病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務を含む。）契約

⑵　資　　格　　北海道立釧路病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務を含む。）の資格（以下「資格」という。）

⑶　物品等の種類　　北海道立釧路病院の患者等の寝具類

2　資　格　要　件

次のいずれにも該当すること。

⑴　政令第167条の４第１項に規定する者でないこと。

⑵　政令第167条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

⑶　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑷　平成15年２月１日現在において引き続き２年以上寝具類の賃貸及び洗濯事業を営んでいること。

⑸　医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第９条の14に規定する基準に適合している者であること。

⑹　北海道立釧路病院の患者等の寝具類を北海道立釧路病院長が指定する日時及び場所に確実に納入できること。

⑺　天災等により一時的にその業務の遂行が困難となる事態に備え、⑸に該当する者を業務の代行者として確保できること。

3　資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第３条第１項第７号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、２の⑷に掲げる資格要件は、適用しない。

⑴　経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

⑵　中小企業等協同組合法第３条第４号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4　資格審査の申請の時期及び方法

⑴　申請の時期　　資格審査の申請は、平成15年３月７日から13日までの間にしなければならない。

⑵　申請の方法　　資格審査の申請は、当該提出先の指示により作成した申請書類を

提出することにより行わなければならない。

提出先の名称及び所在地

北海道立釧路病院庶務課　北海道釧路市桜ヶ岡1丁目4番26号

5　資格審査の再申請

⑴　再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア　資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ　中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ　企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

⑵　再申請の方法

再申請しようとする者は、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6　資格の有効期間及び当該期間の更新手続

⑴　資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から１の⑴に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

⑵　有効期間の更新

資格は、１の⑴に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7　資格の喪失

資格を有する者が、次のいずれかに該当することとなったときは資格を失う。

⑴　２に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

⑵　資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道立釧路病院告示第６号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年３月７日

北海道立釧路病院長　山　口　　保

1　入札に付する事項

⑴　調達をする物品等の名称及び数量

ア　調達をする物品等の名称

北海道立釧路病院の患者等の寝具の借入れに係る１組１日当たりの単価及び北海道立釧路病院の患者等の病衣の借入れに係る１組１日当たりの単価

イ　数量

調達予定数量　　寝具延べ　8,052組

病衣延べ　7,327組

⑵　調達をする物品等の仕様等　　入札説明書による。

⑶　契約期間　　平成15年４月１日から９月30日まで

⑷　納入場所　　北海道立釧路病院

2　入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道立釧路病院告示第５号に規定する北海道立釧路病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務等を含む。）の資格を有すること。

3　契約条項を示す場所

北海道釧路市桜ヶ岡１丁目４番26号　北海道立釧路病院庶務課

4　入札執行の場所及び日時

⑴　入札場所　　北海道釧路市桜ヶ岡１丁目４番26号　北海道立釧路病院（郵送による場合は、郵便番号 085－0805　北海道立釧路病院庶務課）

⑵　入札日時　　平成15年３月19日　午前10時（郵送による場合は、必着）

⑶　開札場所　　⑴に同じ。

⑷　開札日時　　⑵に同じ。

5　入札保証金

入札保証金は、免除する。

6　郵便等による入札

⑴　郵便による入札を認める。ただし、再度入札は認めない。

⑵　電報による入札は認めない。

7　電子入札の可否

否

8　入札説明書の交付に関する事項

⑴　交付場所　　北海道釧路市桜ヶ岡１丁目４番26号　北海道立釧路病院庶務課

⑵　交付方法　　⑴の場所で交付する。

9　落札者の決定方法

有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209号第１項の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、すべての入札金額（単価）が最低の価格であるものを落札者とする。

10　契約書作成の要否

要

11　そ　　の　　他

⑴　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

⑵　入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

⑶　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　　北海道立釧路病院庶務課

イ　所　在　地　　郵便番号 085－0805　北海道釧路市桜ヶ岡１丁目４番26号

電話番号 0154－91－2121

⑷　この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

⑸　この入札の執行は、公開する。

⑹　詳細は、入札説明書による。

道立苫小牧病院告示

北海道立苫小牧病院告示第５号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５第１項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年３月７日

北海道立苫小牧病院長　常　松　和　則

１　資格及び調達をする物品等の種類

平成15年度上期において北海道立苫小牧病院が締結しようとする⑴に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、⑵に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、⑶に定めるものとする。

⑴　契　　約　　平成15年３月７日に一般競争入札の公告を行う北海道立苫小牧病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務を含む。）契約

⑵　資　　格　　北海道立苫小牧病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務を含む。）の資格（以下「資格」という。）

⑶　物品等の種類　　北海道立苫小牧病院の患者等の寝具類

２　資　格　要　件

次のいずれにも該当すること。

⑴　政令第167条の４第１項に規定する者でないこと。

⑵　政令第167条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

⑶　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑷　平成15年２月１日現在において引き続き２年以上寝具類の賃貸及び洗濯事業を営んでいること。

⑸　医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第９条の14に規定する基準に適合している者であること。

⑹　北海道立苫小牧病院の患者等の寝具類を北海道立苫小牧病院長が指定する日時及び場所に確実に納入できること。

⑺　天災等により一時的にその業務の遂行が困難となる事態に備え、⑸に該当する者を業務の代行者として確保できること。

３　資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第３条第１項第７号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、２の⑷に掲げる資格要件は、適用しない。

⑴　経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

⑵　中小企業等協同組合法第３条第４号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

４　資格審査の申請の時期及び方法

⑴　申請の時期　　資格審査の申請は、平成15年３月７日から13日までの間にしなければならない。

⑵　申請の方法　　資格審査の申請は、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

提出先の名称及び所在地

北海道立苫小牧病院庶務課　北海道苫小牧市双葉町３丁目７番３号

５　資格審査の再申請

⑴　再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア　資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ　中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資

格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
ウ　企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの
⑵　再申請の方法
再申請しようとする者は、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
6　資格の有効期間及び当該期間の更新手続
⑴　資格の有効期間
資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から１の⑴に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
⑵　有効期間の更新
資格は、１の⑴に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。
7　資格の喪失
資格を有する者が、次のいずれかに該当することとなったときは資格を失う。
⑴　２に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
⑵　資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道立苫小牧病院告示第６号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成15年３月７日
北海道立苫小牧病院長　常　松　和　則

1　入札に付する事項
⑴　調達をする物品等の名称及び数量
ア　調達をする物品等の名称
北海道立苫小牧病院の患者等の寝具の借入れに係る１組１日当たりの単価及び北海道立苫小牧病院の患者等の病衣の借入れに係る１組１日当たりの単価
イ　数量
調達予定数量　寝具延べ　8,784組
病衣延べ　6,324組
⑵　調達をする物品等の仕様等　入札説明書による。
⑶　契約期間　平成15年４月１日から９月30日まで
⑷　納入場所　北海道立苫小牧病院
2　入札に参加する者に必要な資格
平成15年北海道立苫小牧病院告示第５号に規定する北海道立苫小牧病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務等を含む。）の資格を有すること。
3　契約条項を示す場所
北海道苫小牧市双葉町３丁目７番３号　北海道立苫小牧病院庶務課
4　入札執行の場所及び日時
⑴　入札場所　北海道苫小牧市双葉町３丁目７番３号　北海道立苫小牧病院（郵送による場合は、郵便番号 053－0045　北海道立苫小牧病院庶務課）
⑵　入札日時　平成15年３月17日　午後２時（郵送による場合は、必着）
⑶　開札場所　⑴に同じ。
⑷　開札日時　⑵に同じ。
5　入札保証金
入札保証金は、免除する。
6　郵便等による入札
⑴　郵便による入札を認める。ただし、再度入札は認めない。
⑵　電報による入札は認めない。
7　電子入札の可否
否
8　入札説明書の交付に関する事項
⑴　交付場所　北海道苫小牧市双葉町３丁目７番３号
北海道立苫小牧病院庶務課
⑵　交付方法　⑴の場所で交付する。
9　落札者の決定方法
有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209号第１項の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、すべての入札金額（単価）が最低の価格であるものを落札者とする。
10　契約書作成の要否
要
11　その他
⑴　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
⑵　入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を

加算した合計金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

⑶　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　　北海道立苫小牧病院庶務課

イ　所　在　地　　郵便番号 053－0045　北海道苫小牧市双葉町３丁目７番３号

電話番号 0144－34－1651

⑷　この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

⑸　この入札の執行は、公開する。

⑹　詳細は、入札説明書による。

道立緑ケ丘病院告示

北海道立緑ケ丘病院告示第４号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５第１項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年３月７日

北海道立緑ヶ丘病院長　伊　藤　勝　三

１　資格及び調達をする物品等の種類

平成15年度上期において北海道立緑ヶ丘病院が締結しようとする⑴に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、⑵に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、⑶に定めるものとする。

⑴　契　　約　　平成15年３月７日に一般競争入札の公告を行う北海道立緑ヶ丘病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務等を含む。）契約

⑵　資　　格　　北海道立緑ヶ丘病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送等を含む。）の資格（以下「資格」という。）

⑶　物品等の種類　　北海道立緑ヶ丘病院の患者等の寝具類

２　資　格　要　件

次のいずれにも該当すること。

⑴　政令第167条の４第１項に規定する者でないこと。

⑵　政令第167条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

⑶　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑷　平成15年２月１日現在において引き続き２年以上寝具類の賃貸及び洗濯事業を営んでいること。

⑸　医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第９条の14に規定する基準に適合している者であること。

⑹　北海道立緑ヶ丘病院の患者等の寝具類を北海道立緑ヶ丘病院長が指定する日時及び場所に確実に納入できること。

⑺　天災等により一時的にその業務の遂行が困難となる事態に備え、⑸に該当する者を業務の代行者として確保できること。

３　資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第３条第１項第７号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、２の⑷に掲げる資格要件は、適用しない。

⑴　経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

⑵　中小企業等協同組合法第３条第４号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

４　資格審査の申請の時期及び方法

⑴　申請の時期　　資格審査の申請は、平成15年３月７日から14日までにしなければならない。

⑵　申請の方法　　資格審査の申請は、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

提出先の名称及び所在地

北海道立緑ヶ丘病院庶務課　北海道河東郡音更町緑が丘１番地

５　資格審査の再申請

⑴　再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア　資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ　中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ　企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

⑵　再申請の方法

再申請しようとする者は、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

６　資格の有効期間及び当該期間の変更手続

⑴　資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から１の⑴に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

⑵　有効期間の更新

資格は１の⑴に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7　資　格　の　喪　失

資格を有する者が、次のいずれかに該当することとなったときは資格を失う。

⑴　２に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

⑵　資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道立緑ケ丘病院告示第５号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年３月７日

北海道立緑ケ丘病院長　伊　藤　勝　三

1　入札に付する事項

⑴　調達をする物品等の名称及び数量

ア　調達をする物品等の名称

北海道立緑ヶ丘病院の患者等の寝具の借入れに係る１組１日当たりの単価及び北海道立緑ヶ丘病院の患者等の病衣の借入れに係る１組１日当たりの単価

イ　数量

調達予定数量　　寝具延べ　32,025組

病衣延べ　　641組

⑵　調達をする物品等の仕様等　　入札説明書による。

⑶　契　約　期　間　　平成15年４月１日から９月30日まで

⑷　納　入　場　所　　北海道立緑ヶ丘病院

2　入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道立緑ヶ丘病院告示第４号に規定する北海道立緑ヶ丘病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務等を含む。）の資格を有すること。

3　契約条項を示す場所

北海道河東郡音更町緑が丘１番地　北海道立緑ヶ丘病院庶務課

4　入札執行の場所及び日時

⑴　入　札　場　所　　北海道河東郡音更町緑が丘１番地　北海道立緑ヶ丘病院２階研修室（郵送による場合は、郵便番号 080－0334　北海道立緑ヶ丘病院庶務課）

⑵　入　札　日　時　　平成15年３月18日　午前11時（郵送による場合は、必着）

⑶　開　札　場　所　　⑴に同じ。

⑷　開　札　日　時　　⑵に同じ。

5　入　札　保　証　金

入札保証金は免除する。

6　郵便等による入札

⑴　郵便による入札を認める。ただし、再度入札は認めない。

⑵　電報による入札は認めない。

7　電子入札の可否

否

8　入札説明書の交付に関する事項

⑴　交　付　場　所　　北海道河東郡音更町緑が丘１番地　北海道立緑ヶ丘病院庶務課

⑵　交　付　方　法　　⑴の場所で交付する。

9　落札者の決定方法

有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209条第１項の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、すべての入札金額（単価）が最低の価格であるものを落札者とする。

10　契約書の作成の要否

要

11　そ　　の　　他

⑴　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

⑵　入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

⑶　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　　北海道立緑ヶ丘病院庶務課

イ　所　在　地　　郵便番号 080－0334　北海道河東郡音更町緑が丘１番地

電話番号 0155－42－3377

⑷　この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

⑸　この入札の執行は、公開とする。

⑹　詳細は、入札説明書による。

道立向陽ヶ丘病院告示

北海道立向陽ヶ丘病院告示第５号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５第１項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年３月７日

北海道立向陽ヶ丘病院長　高　橋　三　郎

１　資格及び調達をする物品等の種類

平成15年度上期において北海道立向陽ヶ丘病院が締結しようとする⑴に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、⑵に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、⑶に定めるものとする。

⑴　契　　約　　平成15年３月７日に一般競争入札の公告を行う北海道立向陽ヶ丘病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務を含む。）契約

⑵　資　　格　　北海道立向陽ヶ丘病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務を含む。）の資格（以下「資格」という。）

⑶　物品等の種類　　北海道立向陽ヶ丘病院の患者等の寝具類

２　資　格　要　件

次のいずれにも該当すること。

⑴　政令第167条の４第１項に規定する者でないこと。

⑵　政令第167条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

⑶　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑷　平成15年２月１日現在において引き続き２年以上寝具類の賃貸及び洗濯事業を営んでいること。

⑸　医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第９条の14に規定する基準に適合している者であること。

⑹　北海道立向陽ヶ丘病院の患者等の寝具類を北海道立向陽ヶ丘病院長が指定する日時及び場所に確実に納入できること。

⑺　天災等により一時的にその業務の遂行が困難となる事態に備え、⑸に該当する者を業務の代行者として確保できること。

３　資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第３条第１項第７号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、２の⑷に掲げる資格要件は、適用しない。

⑴　経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

⑵　中小企業等協同組合法第３条第４号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

４　資格審査の申請の時期及び方法

⑴　申請の時期　　資格審査の申請は、平成15年３月７日から14日までの間にしなければならない。

⑵　申請の方法　　資格審査の申請は、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

提出先の名称及び所在地

北海道立向陽ヶ丘病院庶務課　北海道網走市向陽ヶ丘１丁目５番１号

５　資格審査の再申請

⑴　再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア　資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ　中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ　企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

⑵　再申請の方法

再申請しようとする者は、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

６　資格の有効期間及び当該期間の更新手続

⑴　資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から１の⑴に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

⑵　有効期間の更新

資格は、１の⑴に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

７　資　格　の　喪　失

資格を有する者が、次のいずれかに該当することとなったときは資格を失う。

⑴　２に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

⑵　資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、

当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道立向陽ヶ丘病院告示第６号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年３月７日

北海道立向陽ヶ丘病院長　高　橋　三　郎

1　入札に付する事項

(1)　調達をする物品等の名称及び数量

ア　調達をする物品等の名称

北海道立向陽ヶ丘病院の患者等の寝具の借入れに係る１組１日当たりの単価及び北海道立向陽ヶ丘病院の患者等の病衣の借入れに係る１組１日当たりの単価

イ　数量

調達予定数量　寝具延べ　30,927組

病衣延べ　11,134組

(2)　調達をする物品等の仕様等　入札説明書による。

(3)　契　約　期　間　平成15年４月１日から９月30日まで

(4)　納　入　場　所　北海道立向陽ヶ丘病院

2　入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道立向陽ヶ丘病院告示第５号に規定する北海道立向陽ヶ丘病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務等を含む。）の資格を有すること。

3　契約条項を示す場所

北海道網走市向陽ヶ丘1丁目５番１号　北海道立向陽ヶ丘病院庶務課

4　入札執行の場所及び日時

(1)　入　札　場　所　北海道網走市向陽ヶ丘１丁目５番１号　北海道立向陽ヶ丘病院（郵送による場合は、郵便番号 093－0084　北海道立向陽ヶ丘病院庶務課）

(2)　入　札　日　時　平成15年３月18日　午後２時（郵送による場合は、必着）

(3)　開　札　場　所　(1)に同じ。

(4)　開　札　日　時　(2)に同じ。

5　入　札　保　証　金

入札保証金は、免除する。

6　郵便等による入札

(1)　郵便による入札を認める。ただし、再度入札は認めない。

(2)　電報による入札は認めない。

7　電子入札の可否

否

8　入札説明書の交付に関する事項

(1)　交　付　場　所　北海道網走市向陽ヶ丘１丁目５番１号　北海道立向陽ヶ丘病院庶務課

(2)　交　付　方　法　(1)の場所で交付する。

9　落札者の決定方法

有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209号第１項の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、すべての入札金額（単価）が最低の価格であるものを落札者とする。

10　契約書作成の要否

要

11　そ　の　他

(1)　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2)　入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3)　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　北海道立向陽ヶ丘病院庶務課

イ　所　在　地　郵便番号 093－0084　北海道網走市向陽ヶ丘１丁目５番１号

電話番号 0152－43－4138

(4)　この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(5)　この入札の執行は、公開する。

(6)　詳細は、入札説明書による。

道立衛生学院告示

北海道立衛生学院告示第６号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年３月７日

北海道立衛生学院長　毛　利　義　臣

1　入札に付する事項
⑴　調達をする物品等の名称及び数量
ア　調達をする物品等の名称　　A重油（１種１号）
イ　数量　　調達予定数量　　200,000ℓ
⑵　調達をする物品等の仕様等　　硫黄含有率0.5%以下のもの
⑶　契　約　期　間　　平成15年４月１日から平成16年３月31日まで
⑷　納　入　場　所　　北海道立衛生学院庁舎及びいずみ寮
2　入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
⑴　平成13年北海道告示第19号及び平成14年北海道告示第９号に規定する物品の購入の資格を有すること。
⑵　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
⑶　石油業法（昭和37年法律第128号）第13条に定める石油製品販売業の届出をしていることを証明した者であること。
⑷　当該調達物品に関し、出荷することの証明を得られる者であること。
3　契約条項を示す場所
札幌市中央区南２条西15丁目　北海道立衛生学院総務課
4　入札執行の場所及び日時
⑴　入　札　場　所　　札幌市中央区南２条西15丁目
北海道立衛生学院１階大会議室
⑵　入　札　日　時　　平成15年３月25日（火）午前10時
⑶　開　札　場　所　　⑴に同じ。
⑷　開　札　日　時　　⑵に同じ。
5　入　札　保　証　金
入札保証金は免除する。
6　入札説明書の交付に関する事項
⑴　交　付　場　所　　札幌市中央区南２条西15丁目
北海道立衛生学院総務課
⑵　交　付　方　法　　⑴の場所で交付する。
7　郵便等による入札
郵便又は電報による入札は、認めない。
8　落札者の決定方法
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
9　契約書の作成の要否
要
10　入札参加申込書の提出期限及び場所
入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。
⑴　提　出　期　限　　平成15年３月24日（月）
⑵　提　出　場　所　　札幌市中央区南２条西15丁目
北海道立衛生学院総務課
11　そ　の　他
⑴　開札の時において、２に規定する資格を要しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
⑵　入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。
⑶　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア　名　　称　　北海道立衛生学院総務課
イ　所　在　地　　郵便番号 060－0062　札幌市中央区南２条西15丁目
電話番号 011－611－0291　内線 222
⑷　この入札の執行は、公開する。
⑸　詳細は、入札説明書による。

道立中央農業試験場告示

北海道立中央農業試験場告示第４号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５第１項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年３月７日

北海道立中央農業試験場長　下　野　勝　昭

1　資格及び調達をする役務の種類
平成15年度において北海道立中央農業試験場が締結しようとする⑴に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、⑵に定めるものとし、当該契約により調達する役務の種類は、⑶に定めるものとする。
⑴　契　　約　　平成15年３月７日に一般競争入札の公告を行う北海道立中央農業試験場冷凍機保守業務委託契約

⑵　資　　格　　北海道立中央農業試験場冷凍機保守業務委託の資格（以下「資格」という。）
⑶　役務の種類　　北海道立中央農業試験場冷凍機保守業務委託

2　資　格　要　件

次のいずれにも該当すること。

⑴　政令第167条の４第１項に規定する者でないこと。
⑵　政令第167条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
⑶　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
⑷　道税を滞納している者でないこと。
⑸　平成15年３月１日現在において、引き続き２年以上冷凍空調装置保守に関わる事業を営んでいること。
⑹　冷凍空気調和機器技能士の資格を有する者を常時3名以上雇用していること。
⑺　資格審査の申請をする日の直前２営業年度分（当該２営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、１の⑴に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
⑻　道内に本社、支店等営業拠点を置く事業者であること。

3　資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和22年法律第181号）第３条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第３条第１項第７号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、２の⑸に掲げる要件は、適用しない。

⑴　経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
⑵　中小企業等協同組合法第３条第４号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4　資格審査の申請の時期及び方法

⑴　申請の時期　　資格審査の申請は、平成15年３月７日から24日までの間にしなければならない。
⑵　申請の方法　　資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
ア　提出先の名称　　北海道立中央農業試験場総務部総務課
イ　提出先の所在地　　北海道夕張郡長沼町東６線北15号

5　資格審査の再申請

⑴　再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア　資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
イ　中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
ウ　企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

⑵　再申請の方法

再申請しようとする者は、４の⑵の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6　資格の有効期間及び当該期間の更新手続

⑴　資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から１の⑴に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

⑵　有効期間の更新

資格は１の⑴に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7　資　格　の　喪　失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

⑴　２に規定する資格要件に該当しなくなったとき。
⑵　資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道立中央農業試験場告示第５号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年３月７日

北海道立中央農業試験場長　下　野　勝　昭

1　入札に付する事項

⑴　調達をする役務の名称及び数量　　北海道立中央農業試験場冷凍機保守業務一式
⑵　調達をする役務の仕様等　　入札説明書による。
⑶　契　約　期　間　　平成15年４月１日から平成16年３月31日まで
⑷　履　行　場　所　　北海道夕張郡長沼町東６線北15号　北海道立中央農業試験場

2　入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道立中央農業試験場告示第４号に規定する北海道立中央農業試験場冷凍機保守業務委託の資格を有すること。

3　契約条項を示す場所

北海道夕張郡長沼町東６線北15号　北海道立中央農業試験場総務部総務課

4　入札執行の場所及び日時

⑴　入　札　場　所　　北海道夕張郡長沼町東６線北15号　北海道立中央農業試験場講堂

⑵　入　札　日　時　　平成15年４月１日　午前10時

⑶　開　札　場　所　　⑴に同じ。

⑷　開　札　日　時　　⑵に同じ。

5　入　札　保　証　金

⑴　入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の５に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

⑵　入札保証金の納付の免除、納付の方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の７及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6　郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

7　入札説明書の交付に関する事項

⑴　交　付　場　所　　北海道夕張郡長沼町東６線北15号
北海道立中央農業試験場総務部総務課

⑵　交　付　方　法　　⑴の場所で交付する。

8　落札者の決定方法

財務規則第151条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9　契約書作成の要否

要

10　そ　　の　　他

⑴　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

⑵　入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

⑶　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　　北海道立中央農業試験場総務部総務課

イ　所　在　地　　郵便番号 069－1395　北海道夕張郡長沼町東６線北15号
電話番号 01238－９－2001　内線 225

⑷　この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

⑸　この入札の執行は、公開する。

⑹　詳細は、入札説明書による。

北海道立中央農業試験場告示第６号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５第１項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年３月７日

北海道立中央農業試験場長　下　野　勝　昭

1　資格及び調達をする役務の種類

平成15年度において北海道立中央農業試験場が締結しようとする⑴に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、⑵に定めるものとし、当該契約により調達する役務の種類は、⑶に定めるものとする。

⑴　契　　約　　平成15年３月７日に一般競争入札の公告を行う北海道立中央農業試験場水質汚濁防止処理施設保守管理等業務委託契約

⑵　資　　格　　北海道立中央農業試験場水質汚濁防止処理施設保守管理等業務委託の資格（以下「資格」という。）

⑶　役務の種類　　北海道立中央農業試験場水質汚濁防止処理施設保守管理等業務委託

2　資　格　要　件

次のいずれにも該当すること。

⑴　政令第167条の４第１項に規定する者でないこと。

⑵　政令第167条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

⑶　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑷　道税を滞納している者でないこと。

⑸　平成15年３月１日現在において引き続き２年以上水質汚濁防止処理施設保守管理に関わる事業を営んでいること。

⑹　浄化槽管理士の資格を有する者を常時３名以上雇用していること。

⑺　資格審査の申請をする日の直前２営業年度分（当該２営業年度が24月に満たない場合

は、24月分）の決算において、１の⑴に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

⑻　道内に本社、支店等営業拠点を置く事業者であること。

3　資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第３条第１項第７号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、２の⑸に掲げる資格要件は、適用しない。

⑴　経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

⑵　中小企業等協同組合法第３条第４号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4　資格審査の申請の時期及び方法

⑴　申請の時期　資格審査の申請は、平成15年３月７日から24日までの間にしなければならない。

⑵　申請の方法　資格審査の申請は、次に掲げる申請書類を提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア　提出先の名称　北海道立中央農業試験場総務部総務課

イ　提出先の所在地　北海道夕張郡長沼町東６線北15号

5　資格審査の再申請

⑴　申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア　資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ　中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ　企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

⑵　再申請の方法

再申請をしようとする者は、４の⑵の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6　資格の有効期間及び当該期間の更新手続

⑴　資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から１の⑴に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

⑵　有効期間の更新

資格は１の⑴に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7　資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

⑴　２に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

⑵　資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道立中央農業試験場告示第７号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年３月７日

北海道立中央農業試験場長　下　野　勝　昭

1　入札に付する事項

⑴　調達をする役務の名称及び数量

北海道立中央農業試験場水質汚濁防止処理施設保守管理等業務一式

⑵　調達をする役務の仕様等　入札説明書による。

⑶　契約期間　平成15年４月１日から平成16年３月31日まで

⑷　履行場所　ア　北海道夕張郡長沼町東６線北15号　北海道立中央農業試験場水質汚濁防止処理室

イ　北海道岩見沢市上幌向町216番地　北海道立中央農業試験場岩見沢試験地

2　入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道立中央農業試験場告示第６号に規定する北海道立中央農業試験場水質汚濁防止処理施設保守管理等業務委託の資格を有すること。

3　契約条項を示す場所

北海道夕張郡長沼町東６線北15号　北海道立中央農業試験場総務部総務課

4　入札執行の場所及び日時

⑴　入札場所　北海道夕張郡長沼町東６線北15号　北海道立中央農業試験場講堂

⑵　入札日時　平成15年４月１日　午前10時

⑶　開札場所　⑴に同じ。

⑷　開札日時　⑵に同じ。

5　入札保証金

⑴　入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税

（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の５に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

⑵　入札保証金の納付の免除、納付の方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の７及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

６　郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

７　入札説明書の交付に関する事項

⑴　交　付　場　所　　北海道夕張郡長沼町東６線北15号
　　北海道立中央農業試験場総務部総務課

⑵　交　付　方　法　　⑴の場所で交付する。

８　落札者の決定方法

財務規則第151条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

９　契約書作成の要否

要

10　そ　　の　　他

⑴　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

⑵　入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

⑶　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　　北海道立中央農業試験場総務部総務課

イ　所　在　地　　郵便番号 069－1395　北海道夕張郡長沼町東６線北15号
　　電話番号 01238－９－2001　内線 225

⑷　この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

⑸　この入札の執行は、公開する。

⑹　詳細は、入札説明書による。

道教育委員会教育長公告

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成15月３月７日

北海道教育委員会教育長　相　馬　秋　夫

１　事業概要

⑴　事 業 名　　少年自然の家等指導事業

⑵　業務内容　　全道７か所の道立青少年教育施設（深川市、洞爺村、砂川市、常呂町、厚岸町、森町及び足寄町）に指導員を14（各施設２名）名配置し、次の事業を実施する。

ア　少年自然の家等の利用者に対する生活体験・自然体験活動のサポート及び指導・助言を行うこと。

イ　活動プログラムなどの企画・立案及び情報の提供を行うこと。

ウ　それぞれの地域の特色を生かした環境学習のモデル事業の企画・立案及び実施すること。

⑶ア　契約期間　　平成15年４月21日から10月31日まで

イ　配置期間　　平成15年６月１日から９月30日まで

２　参加資格及び選定基準

⑴　企画提案書の提出者に要求する資格

北海道知事が認証した特定非営利活動法人であり、次のアからエまでのすべての要件を満たしていること。

ア　「社会教育の推進を図る活動」の分野を有していること。

イ　「子どもの健全育成を図る活動」の分野を有していること。

ウ　「環境保全を図る活動」の分野を有していること。

エ　過去に同様の事業実績を有し、又は事業実施の能力を有していること。

⑵　選定基準

ア　新規雇用の創出
　　新規雇用者数

イ　業務処理体制
　　業務実施体制等

ウ　企画提案の内容
　　事業等の企画・立案

３　手続等

⑴　担当部課

郵便番号 060－8544　北海道札幌市中央区北３条西７丁目
北海道教育庁生涯学習部生涯学習課総務・施設グループ
電話番号 011－231－4111　内線 35－514

(2) 説明書の交付期間及び場所
平成15年３月７日から17日まで（土曜日及び日曜日は除く。交付時間は、午前９時から午後５時まで。）
交付場所は、(1)に同じ。

(3) 資格審査申請書の提出期限等
平成15年３月18日（火）午後４時必着
提出場所は、(1)に同じ。
提出方法は、持参又は郵送（書留郵送に限る。）による。
いずれの場合も提出方法を電話により事前に連絡すること。

(4) 企画提案書の提出期限等
平成15年４月４日（金）午後３時必着
提出場所は、(1)に同じ。
提出方法は、持参による。

4　その他

(1) 契約書作成の要否
要

(2) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)に同じ。

(3) その他
企画提案書に関するヒアリングを実施する。詳細は、企画提案説明書によること。

道立教育研究所告示

北海道立教育研究所告示第２号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。
平成15年３月７日

北海道立教育研究所長　三　浦　秀　雄

1　随意契約に係る物品等の名称及び数量
教育情報通信ネットワーク運用・保守管理業務委託一式

2　随意契約の相手方を決定した日
平成15年２月24日

3　随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏　名　　エヌ・ティ・ティ・コムウェア北海道株式会社

(2) 住　所　　札幌市中央区大通西７丁目３番

4　随意契約に係る契約金額
41,191,500円

5　契約の相手方を決定した手続
随意契約

6　随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第10条第１項第２号の規定による。

7　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 氏　名　　北海道立教育研究所

(2) 住　所　　北海道江別市文京台東町42番地

道警察本部告示

北海道警察本部告示第31号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成15年３月７日

北海道警察本部長　上　原　美都男

1　入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量
ア　調達をする物品の名称　　灯油（ＪＩＳ１号）１ℓ当たりの単価
イ　数量（調達予定数量）　　246,000ℓ

(2) 調達をする物品の仕様等　　(1)に同じ。

(3) 契約期間　　平成15年４月1日から平成16年３月31日まで

(4) 納入場所　　契約担当者等の指定する場所

2　入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第９号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第24条第１項の規定による石油販売業の届出をしていること。

(4) 調達をする物品について、契約担当者等が指定する数量を納入することができること。

3　条件付一般競争入札参加資格の審査

⑴　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の⑶及び⑷に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　　平成15年３月７日から18日まで

イ　申請の方法　　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　　郵便番号 060－8520　札幌市中央区北２条西７丁目
北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011－251－0110　内線 2236

⑵　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所

札幌市中央区北２条西７丁目　北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011－251－0110　内線 2236

5　入札執行の場所及び日時

⑴　入札場所　　札幌市中央区北２条西７丁目
北海道警察本部１階入札会場

⑵　入札日時　　平成15年３月25日　午前11時30分

⑶　開札場所　　⑴に同じ。

⑷　開札日時　　⑵に同じ。

6　入札保証金

入札保証金は、免除する。

7　郵便による入札等

郵便による入札及び電報による入札は、認めない。

8　入札説明書の交付に関する事項

⑴　交付場所　　札幌市中央区北２条西７丁目
北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011－251－0110　内線 2236

⑵　交付方法　　⑴の場所で交付する。

9　落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10　契約書作成の要否

要

11　その他

⑴　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

⑵　入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

⑶　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名称　　北海道警察本部総務部会計課

イ　所在地　　札幌市中央区北２条西７丁目
電話番号 011－251－0110　内線 2236

⑷　この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

⑸　この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

⑹　この入札の執行は、公開する。

⑺　詳細は、入札説明書による。

北海道警察本部告示第32号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年３月７日

北海道警察本部長　上　原　美都男

1　入札に付する事項

⑴　調達をする物品の名称及び数量

ア　調達をする物品の名称　　重油（ＪＩＳ１種２号）１ℓ当たりの単価

イ　数量（調達予定数量）　　196,000ℓ

⑵　調達をする物品の仕様等　　⑴に同じ。

⑶　契約期間　　平成15年４月１日から平成16年３月31日まで

⑷　納入場所　　契約担当者等の指定する場所

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

⑴　平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第９号に規定する物品の購入の資格を有すること。

⑵　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑶　石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第24条第１項の規定による石油販売業の届出をしていること。

⑷　調達をする物品について、契約担当者等が指定する数量を納入することができること。

3　条件付一般競争入札参加資格の審査

⑴　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の⑶及び⑷に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　平成15年３月７日から18日まで

イ　申請の方法　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　郵便番号 060－8520　札幌市中央区北２条西７丁目
北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011－251－0110　内線 2236

⑵　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所

札幌市中央区北２条西７丁目　北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011－251－0110　内線 2236

5　入札執行の場所及び日時

⑴　入札場所　札幌市中央区北２条西７丁目
北海道警察本部１階入札会場

⑵　入札日時　平成15年３月25日　午前11時

⑶　開札場所　⑴に同じ。

⑷　開札日時　⑵に同じ。

6　入札保証金

入札保証金は、免除する。

7　郵便による入札等

郵便による入札及び電報による入札は、認めない。

8　入札説明書の交付に関する事項

⑴　交付場所　札幌市中央区北２条西７丁目
北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011－251－0110　内線 2236

⑵　交付方法　⑴の場所で交付する。

9　落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10　契約書作成の要否

要

11　その他

⑴　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

⑵　入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

⑶　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名称　北海道警察本部総務部会計課

イ　所在地　札幌市中央区北２条西７丁目
電話番号 011－251－0110　内線 2236

⑷　この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

⑸　この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

⑹　この入札の執行は、公開する。

⑺　詳細は、入札説明書による。

北海道警察本部告示第33号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年３月７日

北海道警察本部長　上　原　美都男

1　入札に付する事項

⑴　提供を受ける役務の名称及び数量

ア　提供を受ける役務の名称

包布の洗濯	一枚当たりの単価
敷布の洗濯	同
枕カバーの洗濯	同
襟布の洗濯	同
毛布の洗濯	同
タオルケットの洗濯	同
枕の洗濯	一個当たりの単価
掛布団の洗濯	一枚当たりの単価
敷布団の洗濯	同

イ　数量（調達予定数量）

包布（シングル）	5,180枚
敷布（シングル）	4,550枚
枕カバー（シングル）	5,320枚
襟布（シングル）	50枚
毛布（シングル）	360枚
タオルケット（シングル）	1,990枚
枕	200個
掛布団（シングル）	200枚
敷布団（シングル）	200枚

⑵　提供を受ける役務の内容等　　入札説明書による。

⑶　契　約　期　間　　平成15年４月１日から平成16年３月31日まで

⑷　集荷及び納入場所　　契約担当者等の指定する場所

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

⑴　平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第９号に規定する物品の購入の資格を有すること。

⑵　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑶　クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第５条の規定による届出をしていること。

3　条件付一般競争入札参加資格の審査

⑴　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の⑶に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　　平成15年３月７日から17日まで

イ　申請の方法　　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　　郵便番号 060－8520　札幌市中央区北２条西７丁目
北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011－251－0110　内線 2236

⑵　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所

札幌市中央区北２条西７丁目　北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011－251－0110　内線 2236

5　入札執行の場所及び日時

⑴　入　札　場　所　　札幌市中央区北２条西７丁目
北海道警察本部１階入札会場

⑵　入　札　日　時　　平成15年３月20日　午後１時30分

⑶　開　札　場　所　　⑴に同じ。

⑷　開　札　日　時　　⑵に同じ。

6　入札保証金

入札保証金は、免除する。

7　郵便による入札等

郵便による入札及び電報による入札は、認めない。

8　入札説明書の交付に関する事項

⑴　交　付　場　所　　札幌市中央区北２条西７丁目
北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011－251－0110　内線 2236

⑵　交　付　方　法　　⑴の場所で交付する。

9　落札者の決定方法

有効な入札をした者のうち、すべての入札価格（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、入札書記載の入札総価格（各入札価格（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低であるものを落札者とする。

10　契約書作成の要否

要

11　そ　の　他

⑴　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

⑵　入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当を加算した合計金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

⑶　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　　北海道警察本部総務部会計課

イ　所　在　地　　郵便番号 060－8520　札幌市中央区北２条西７丁目
電話番号 011－251－0110　内線 2236

⑷　この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(5)　この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
(6)　この入札の執行は、公開する。
(7)　詳細は、入札説明書による。

毎週火・金曜日発行　（購読料金（送料とも）は月額3,440円）
発　行　北　海　道
編　集　北海道総務部法制文書課
印　刷　富士プリント株式会社